



# LPガス業界の保安動向について

2023年10月

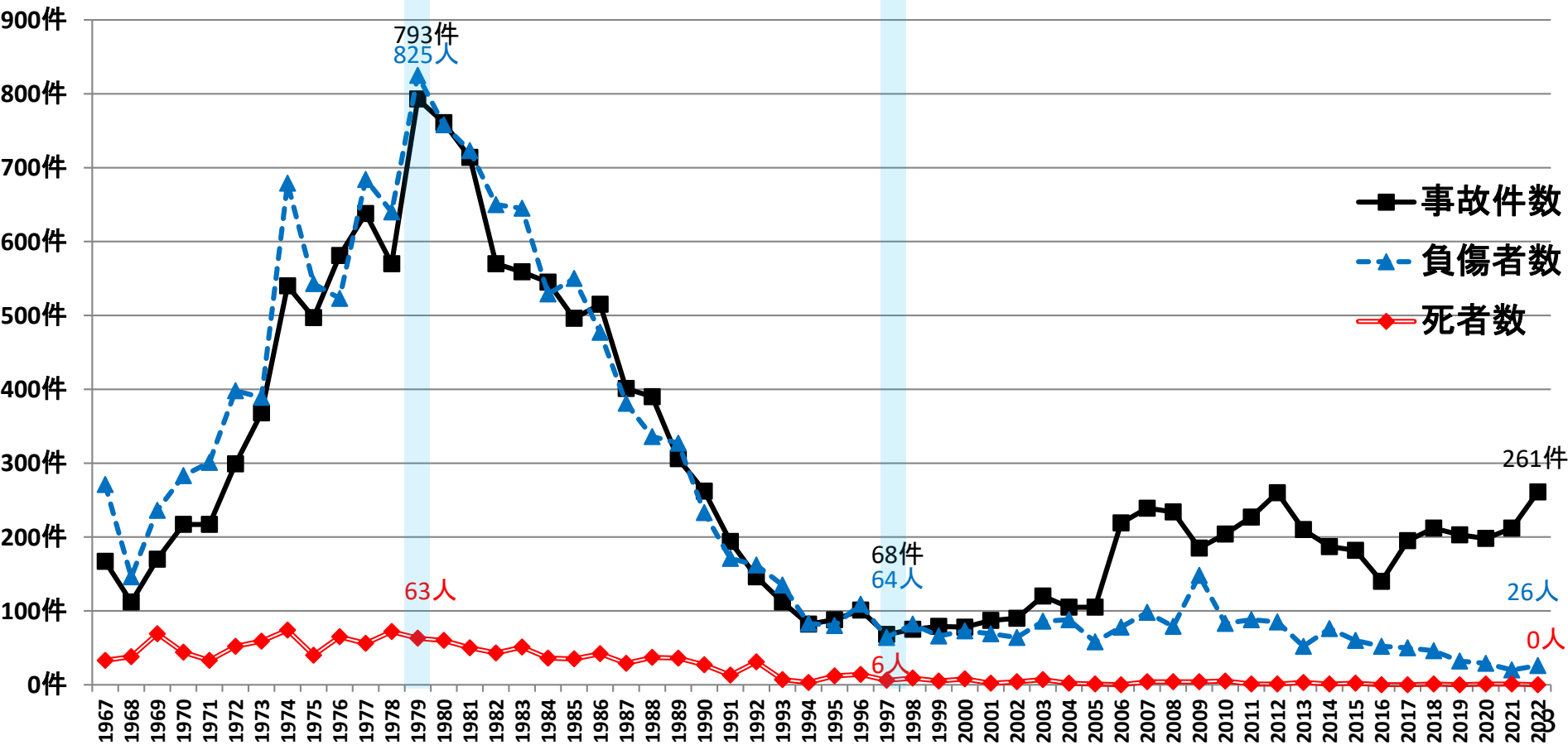
一般社団法人 全国LPガス協会

1. **LPガス事故発生状況について**
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
4. 最近の法令改正等について
5. 災害対応について

# (1) LPガス事故件数等の推移

・1979年の793件をピークに、マイコンメーター、ヒューズガス栓、ガス警報器の普及により、1997年には68件と大幅に減少し、後2006年以降は経産省からの事故届の徹底指導等により139件～260件で推移。

・2022年については上述の推移を上回る261件(前年220件から41件増加)。  
死亡事故は0人(前年同様)。負傷者数は26人。



# (2) 重大事故(B級事故)件数の推移等

・2020年の1件はA級事故  
 ・2022年は0件

**事故の分類(概要)**

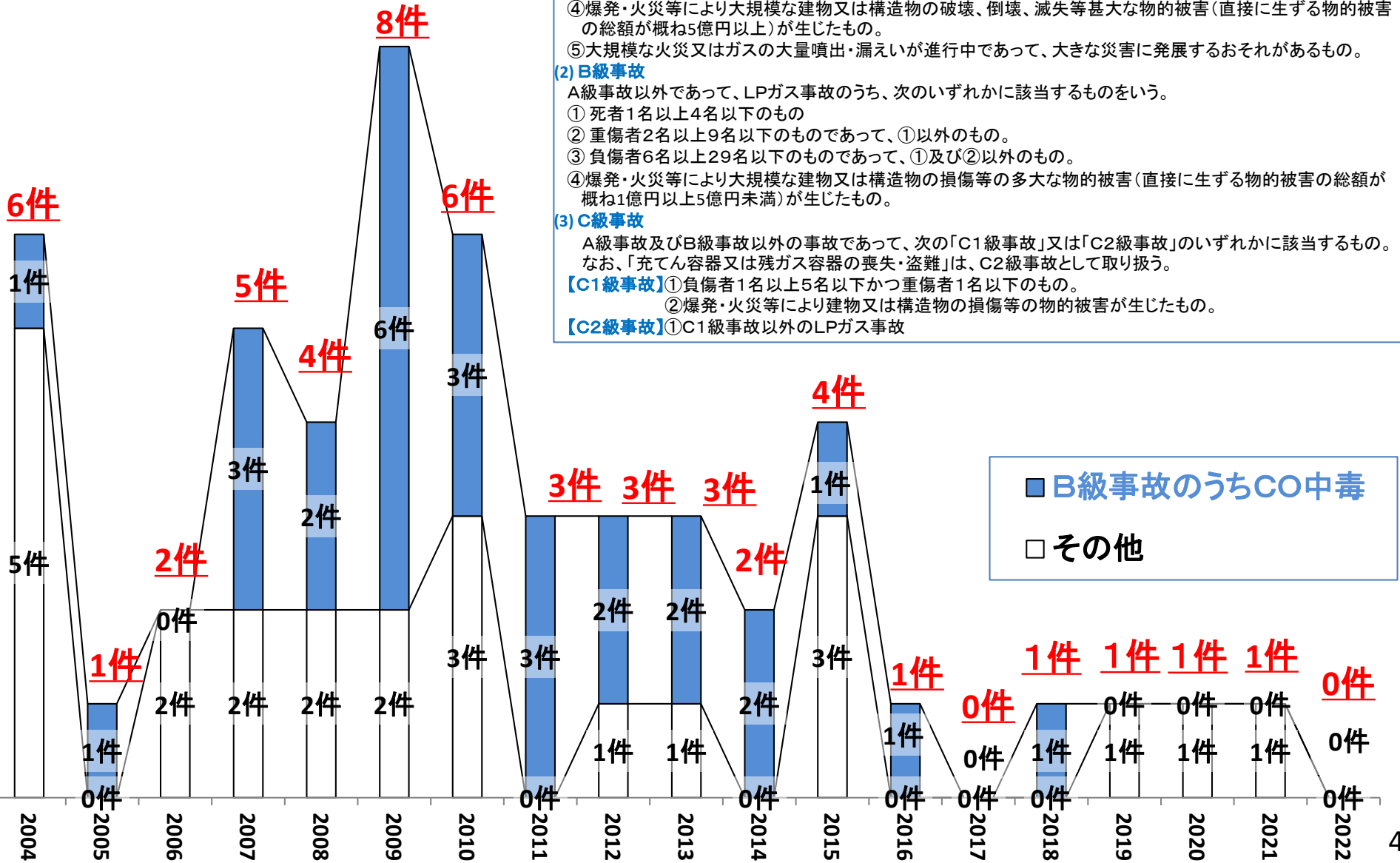
**(1) A級事故**  
 次の各号の一に該当するものをいう。  
 ① 死者5名以上のもの  
 ② 死者及び重傷者が合計して10名以上のものであって、①以外のもの。  
 ③ 死者及び負傷者(軽傷者を含む。)が合計して30名以上のものであって、①及び②以外のもの。  
 ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が概ね5億円以上)が生じたもの。  
 ⑤ 大規模な火災又はガスの大量噴出・漏えいが進行中であって、大きな災害に発展するおそれがあるもの。

**(2) B級事故**  
 A級事故以外であって、LPガス事故のうち、次のいずれかに該当するものをいう。  
 ① 死者1名以上4名以下のもの  
 ② 重傷者2名以上9名以下のものであって、①以外のもの。  
 ③ 負傷者6名以上29名以下のものであって、①及び②以外のもの。  
 ④ 爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が概ね1億円以上5億円未満)が生じたもの。

**(3) C級事故**  
 A級事故及びB級事故以外の事故であって、次の「C1級事故」又は「C2級事故」のいずれかに該当するもの。  
 なお、「充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難」は、C2級事故として取り扱う。

**【C1級事故】**①負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下のもの。  
 ②爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害が生じたもの。

**【C2級事故】**①C1級事故以外のLPガス事故



### (3) 重大事故(B級以上事故)の発生状況について(2013～)(網掛けはCO中毒)

月日	発生場所	現象	被害状況	建物	概要
2013.6.12	沖縄県読谷村	CO中毒	死亡1名、 軽症1名	製パン店	製パン店で、消費者2名が倒れているとの通報が消防へあり、搬送先の病院で、CO中毒により1名が死亡、1名が軽症を負ったことを確認した。 原因は、窓を閉め切り排気装置を作動させない状態で業務用オーブンを使用したことから、換気不足によりCOを含む排気が室内に滞留したものと推定されるが、詳細は不明。
2013.7.5	神奈川県横浜市	CO中毒	死亡1名	共同住宅	共同住宅で、消費者が入浴中、CO中毒により、1名が死亡した。 原因は、風呂釜の熱交換器への付着物によって燃焼効率が低下したため不完全燃焼が起こり、何らかの要因によりCOを含む排気が室内に滞留したものと推定されるが、詳細は不明。
2013.11.16	熊本県菊陽町	酸素欠乏	死亡1名	道路	道路で、土木事業者が新たにガス管(PE管)を地下1mに敷設するため掘削工事を行っていたところ、重機で既設の埋設供給管を損傷し、ガスが漏えいした。損傷部からのガス漏えいを止めようとして、掘削した穴に入った作業員が、酸素欠乏により搬送先の病院で死亡した。 原因は、重機で埋設供給管を損傷した作業員が、ガスの漏えいを止めようとして、掘削した穴のガス濃度を確認せずに入ったため、酸素欠乏となったもの。
2014.7.29	山梨県富士吉田市	CO中毒	死亡1名	山小屋	山小屋で、従業員1名が入浴していた際に、次に入浴する予定の従業員が浴室から人が倒れるような音を聞き異変に気付いたため、他の従業員とともに浴室に入ったところ、入浴者が浴槽内に頭から浸かっており、その後、CO中毒により浴槽内に倒れ、溺死したものと判明した。 原因は、屋外式風呂釜を屋内に設置し、排気設備も施工されていなかったことから、COを含む排気が浴室内に滞留したものと推定される。なお、販売事業者には浴室の設置について連絡が入っていなかった。
2014.12.30	長野県白馬村	漏えい 火災	重傷3名	一般住宅	一般住宅で、除雪業者が除雪作業を行った際に、重機でバルク貯槽を損傷したため、ガスが漏えいし、火災となり、消費者1名及び除雪業者2名が重傷を負い、家屋等が焼損した。 原因は、積雪によりバルク貯槽が隠れていたことから、除雪業者はバルク貯槽の存在に気付かず、重機で誤ってプロテクター内の安全弁及び液受入弁を損傷したためガスが漏えいし、消費者宅の玄関につながる廊下で使用されていたストーブの火が漏えいしたガスに引火したものと推定される。なお、除雪業者は道路から玄関までの除雪を依頼されていたが、その奥にあるバルク貯槽付近の除雪を行っていた。

月日	発生場所	現象	被害状況	建物	概要
2015.2.19	千葉県富里市	CO中毒	軽症7名	公共施設	<p>公共施設において、消費者7名が味噌作りのため3台の鋳物こんろを使用中、作業が一段落したため隣室で休憩していたところ、全員が一酸化炭素中毒と思われる症状となり消防へ通報、救急搬送された先で中度の一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>原因は、消費者が鋳物こんろを使用中、換気扇を作動させていなかったため換気不良となり、一酸化炭素を含む排気ガスが室内に滞留、中毒に至ったものと推定される。なお、消防の調査によると、調理場付近の一酸化炭素濃度は205ppmを示していた。</p>
2015.5.29	福岡県福岡市	漏えい火災	軽症7名	イベント会場	<p>飲食店(仮設コンテナ)において、販売事業者の従業員2名が、20kg容器2本×2系列の容器を交換していたところ、1本の容器側の高圧ホースからガスが漏えいし火災となり、7名が火傷等の軽傷を負い、壁が一部焼損壊した。</p> <p>原因は、販売事業者の従業員1名が1本の容器交換を終了後、連結用高圧ホースに逆止弁が付いていると思い込みバルブを開いたが、もう1名の従業員が容器交換の途中で高圧ホースが未接続であったため、高圧ホースからガスが漏えいし、何らかの火が引火したものと推定される。なお、容器と調整器の接続には、逆止弁が内蔵されていない連結用高圧ホースが使用されていた。また、販売事業者の社内基準では、容器交換が終了しなければ開栓は出来ない事と決められていたが、従業員は、その手順を守っていなかった。(質量販売 20kg×2本、2系統)</p>
2015.9.18	青森県黒石市	漏えい爆発	死亡1名 軽傷7名	学校	<p>学校において、厨房付近で爆発が発生し、調理員1名が死亡し、重傷3名、軽傷4名の7名が負傷した。</p> <p>原因は、ガスの漏えいに起因する事故か否かも含め、現在詳細調査中である。</p>
2015.11.7	富山県南砺市	酸素欠乏	死亡1名	一般住宅用地	<p>一般住宅用地において、他工事業者の作業員が宅地下水道工事のため、公共柵直近を重機(バックホウ)で掘削した際に、埋設供給管を損傷した。その後、当該作業員が応急措置のため掘削穴に入ったところ酸素欠乏で意識を失い、同僚に発見され救急車で搬送されたが、約9時間後に死亡した。</p> <p>原因は、当該作業員が、埋設供給管の表示に気づかず、重機で誤って当該供給管を損傷させたこと、また、損傷部よりガスが漏えいし、掘削穴にはガスが滞留している状態であったが、応急措置(テープ巻)を行うため慌てて掘削穴に入り、酸素欠乏となったことによるもの。なお、当該他工事業者は、販売事業者に対して、ガス管の埋設の有無、その配置及び使用状況についての確認作業を実施しておらず、工事の際の立ち会いを依頼していなかったとのこと。</p>

月日	発生場所	現象	被害状況	建物	概要
2016.8.4	宮崎県東臼杵郡	CO中毒	軽症15名	学校	<p>高校の調理実習室において、冷房を入れ窓を閉め切った状態で業務用ガスオーブンを使用していた生徒が「気分が悪くなった」と訴え、生徒13名教諭2名の計15名が（内、救急搬送は9名）めまいや吐き気を訴え病院を受診したところ、全員が一酸化炭素(CO)中毒と診断された。原因は、当該実習室には給気扇、排気扇各4つが設置され、うち、給気扇2つが作動していなかったほか、作動している給気扇は、フィルターに目詰まりがあった。このことから室内は、換気不良の状態となり、一酸化炭素を含む排気が滞留していたことが中毒に至った原因の一つと推定される。</p>
2018.1.12	千葉県松戸市	CO中毒	死亡1名	一般住宅	<p>一般住宅において、20代男性が浴室の浴槽内で死亡しているのを、同居の祖母が発見した。原因は脱衣所に設置されていた瞬間湯沸器を使用し、浴室内の混合水栓からシャワーホースにより浴槽に湯張りを行う不適切な使用を、換気が不十分なまま長時間（45分間）行ったことにより、一酸化炭素が発生し浴室内に流入したことで、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。なお、湯沸器のメーカーは、当該湯沸器は長期間の放置により、埃が積もっていたことから、不完全燃焼が起こり、一酸化炭素の発生に至ったものと推定している。</p>
2019.5.6	静岡県磐田市	漏えい爆発・火災	重傷1名 軽傷7名	一般住宅	<p>一般住宅のプレハブ小屋において、煮炊き用に設置した鋳物コンロ及び10kg容器付近で漏えい爆発火災が生じ、消費者1名及び当該物件付近でバーベキューをしていた7名計8名が負傷（重傷1名、軽傷7名）を負った。原因は、消費者が鋳物コンロを点火する際、単段式調整器に接続されている2口ボールバルブの内、燃焼器と接続されていない側のバルブを開放したまま鋳物コンロとの接続側のバルブを開き点火したことにより、引火し爆発したと思われる。なお、販売事業者は屋内で使用することを想定しておらずカップリングなしの10kg容器を販売していた。また、販売事業者は調整器出口にヒューズガス栓をつけていたが消費者が2口ボール弁に変更していた。（質量販売 10kg×1本）</p>

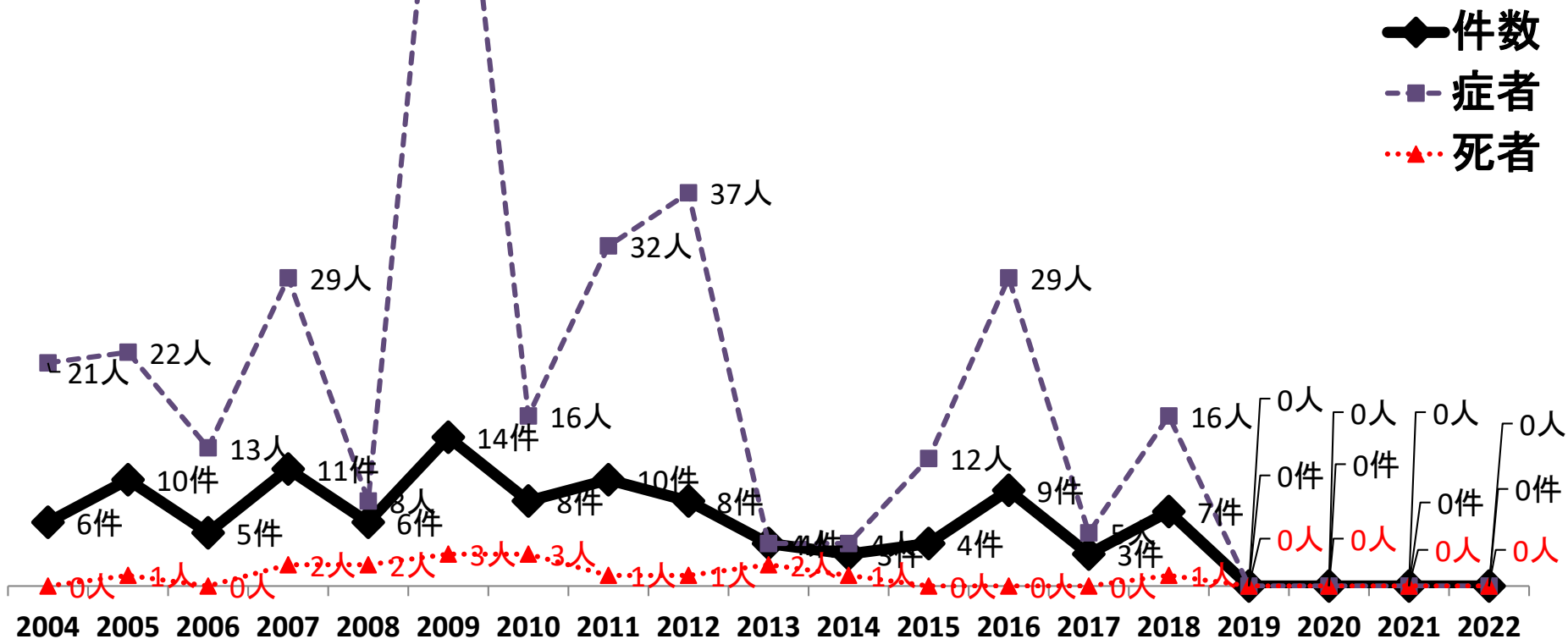
月日	発生場所	現象	被害状況	建物	概要
2020.7.30	福島県郡山市	漏えい爆発・火災 <A級事故>	死亡1名 重傷2名 軽傷17名	飲食店	コロナ禍の影響で休業中だった飲食店において、漏えい爆発・火災が発生し、1名が死亡、19人が重軽傷（重傷者2名、軽傷者17名）を負った。原因は、現在調査中である。
2021.1.14	秋田県羽後町	漏えい爆発・火災	死者1名	一般住宅	<p>一般住宅において、屋根の雪下ろし又は落雪等、何らかの原因によって供給設備の一部が破損し、漏えいしたLPガスが雪に囲まれた家屋の周辺や床下に滞留し、何らかの着火源に引火し爆発し、火災に至ったもの。</p> <p>なお、事故の前日に被害者の屋根の雪下ろし作業が行われ、軒下には3m以上の高さで雪が堆積していたため、供給設備が雪に埋設した状態であったことが推定されるが、実際にどのような状態になっていたかは不明とのこと。</p> <p>また、警察が被害者と同居していた親族から聞き取りを行ったところによると、事故当日の6:30~7:00ごろ、朝食のためLPガスコンロを使用していたとのこと。さらに、被害者は冬期間は日常台所に置いていた反射式石油ストーブを暖房兼煮炊き用として使用していたとのこと。現場には大きく変形した反射式石油ストーブがあったとのこと。</p>



# (4)CO中毒事故件数及び死症者数の推移

2021年に続き、  
2022年も0件

・鹿児島 高校CO中毒  
・山口 ホテルCO中毒



# (5)CO中毒事故の発生状況について(2016～)(網掛けは業務用)

月日	発生場所	被害状況	建物	概要
2016.2.29	埼玉県越谷市	軽症1名	飲食店	<p>飲食店において、従業員より「ガス警報器が鳴っている」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、業務用換気警報器が鳴動していたこと、換気扇が作動していなかったこと、従業員1名が軽度の一酸化炭素中毒であったことを確認した。</p> <p>原因は、従業員が使用していた業務用こんろが、不完全燃焼を起こしていたことに加え、ファンベルトの切断により換気扇が作動せず業務用換気警報器が鳴動したが、当該こんろを使用し続けたことにより、室内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留したものと推定される。また、事故発生日より3日前に、鍋の底が抜け落ち、内容物が当該こんろに流入したが、メンテナンスが不十分であったため、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(バルク貯槽498kg×1基)</p>
2016.3.22	群馬県前橋市	軽症3名	共同住宅	<p>共同住宅において、消費者がRF式給湯器を使用中、一酸化炭素が居室内に流入し、当該消費者を含む3名が軽度の一酸化中毒で入院した。</p> <p>原因は、消費者が、何らかの要因により住宅用断熱材が給排気口を覆った状態となった当該給湯器を使用したため、給気が阻害され不完全燃焼を起こし、また浴室や台所の換気扇使用により、室内が負圧の状態となったため、当該建物の隙間より一酸化炭素含む排気ガスが流入したものと推定される。なお、当該機器の不良の可能性についてメーカーと独立行政法人製品評価技術基盤機構との検証が行われているが結論は出ていない。</p>
2016.8.4	宮崎県東臼杵郡	軽症15名 <B級事故>	学校	<p>高校の調理実習室において、冷房を入れ窓を閉め切った状態で業務用ガスオーブンを使用していた生徒が「気分が悪くなった」と訴え、生徒13名教諭2名の計15名が(内、救急搬送は9名)めまいや吐き気を訴え病院を受診したところ、全員が一酸化炭素(CO)中毒と診断された。</p> <p>原因は、当該実習室には給気扇、排気扇各4つが設置され、うち、給気扇2つが作動していなかったほか、作動している給気扇は、フィルターに目詰まりがあった。このことから室内は、換気不良の状態となり、一酸化炭素を含む排気が滞留していたことが中毒に至った原因の一つと推定される。</p>
2016.8.17	石川県金沢市	軽症1名	福祉施設	<p>福祉施設の厨房内において、消費者3人がスチームオーブンレンジ及びオーブン付こんろのオーブンを使用中、1人が頭痛と吐き気がしたが作業を継続し、帰宅後にも吐き気がしたため病院にて受診したところ「一酸化炭素中毒の疑い」との診断を受けた。</p> <p>原因は、業務用厨房器メーカーの点検依頼でも異常無しのため不明。なお、販売事業者による調査でも、CO測定を含む定期点検調査を実施したが異常は見つからなかった。</p>

月日	発生場所	被害状況	建物	概要
2016.9.17	栃木県宇都宮市	軽症2名	寮・寄宿舎	<p>特別養護老人ホームの厨房において、職員2名がスチーム&amp;コンベクションオーブンを使用中、軽度の一酸化炭素中毒となった。</p> <p>原因は、当該職員が、当該器具を使用中、換気扇及びエアコンのスイッチを切ったため、燃焼に必要な酸素が不足し、不完全燃焼を起こし、当該厨房内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留したことで、一酸化炭素中毒に至ったもの。</p>
2016.9.20	香川県高松市	軽症4名	飲食店	<p>飲食店において、従業員が業務用めんゆで器を使用中、周辺の食器洗いシンク前で急に座り込み、救急車で搬送され、さらに、その後、他の従業員3名も気分が悪くなったため病院へ搬送され、合計4名が軽度の一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>原因は、当該ゆでめん器及びフライヤーの排気ダクト出口に、台風16号に伴う風雨が、吹き込んだため、排気バランスが崩れたことに加えて、通常は開放している店舗裏口の扉を閉じていたこと及び店舗への人の出入りが少なかったため、給排気不良となり、店舗内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留し、一酸化中毒に至ったものと推定される。</p>
2016.10.25	熊本県八代市	軽症1名	特別養護老人ホーム	<p>特別養護老人ホームにおいて、栄養士より「厨房内で以前からガス臭があったが、2~3日前からガス臭が濃くなったので点検をしてもらいたい」との連絡を受け、販売事業者が出動したところ、食器洗浄機が不完全燃焼を起こしていることを確認したため、CO警報器とガス警報器を設置すると共に、当該洗浄機の使用禁止を依頼した。その1時間後、当該栄養士からの連絡で、職員の一人が、緊急搬送され、一酸化炭素中毒であったことを確認した。</p> <p>原因は、当該職員が、当該食器洗浄機を使用したことにより不完全燃焼を起こしたため、当該厨房内に一酸化炭素を含む排気ガスが滞留したもの。なお、当該洗浄機の、バーナー部分に埃が詰まっていたため不完全燃焼を起こす状態となっていた。</p>
2016.12.1	福島県岩瀬郡	軽症1名	飲食店	<p>スキー場において、レストハウスの従業員からの「オープン前の点検に訪れた際、給湯器から音がして、お湯にならないため見て欲しい」との連絡を受けた販売事業者が、調査のため当該給湯器の運転をしたところ、異音とともに燃焼が停止した。内部を確認したところ給排気管内へ蛾が侵入をしていたため、一時的に燃焼させて除去しようとしたところ、CO警報器が鳴動したので、直ちに作業を停止し、窓を開け厨房内の換気扇を全開にして現場から待避した。CO警報器の鳴動停止後、作業を開始し除去を終えた後に体調が悪くなった従事者が病院へ行ったところ、軽度の一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>原因は、当該給湯器の使用時、給排気管内への蛾の侵入により、給排気不良となり不完全燃焼し一酸化炭素を含む排気ガスが流出したもの。</p>

月日	発生場所	被害状況	建物	概要
2016. 12.16	山形県 東置賜郡	軽症1名	工場	工場において、作業員が暖房機を使用したところ、手の痺れや吐き気の症状が出たため救急車にて病院に搬送され高酸素治療が行われた。 原因は、当該暖房機の使用時、給気口に鳥が巣を作っていたことで給気不足の状態にあったこと及び消費者が、寒さのため当該工場内のシャッターを、ほぼ閉めた状態で作業していたことで、一酸化炭素を含む排気ガスが室内に滞留し一酸化炭素中毒に至ったもの。
2017. 1.30	兵庫県 豊岡市	軽症1名	共同住宅	共同住宅において、住人（1歳児）が風呂に入浴したところ、傾眠傾向となったことから、病院へ緊急搬送され、一酸化中毒と診断され一晩入院した。 原因は、当該住宅は外壁塗装工事が行われており、塗装業者が給排気口を覆うように養生シートを施したことにより排気不良となり、発生した一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したものの。なお、塗装業者は吸排気口に養生シートを施してはいけないことを認識していたが、空き部屋と間違え養生シートで覆ってしまったとのこと。
2017. 7.6	岐阜県 多治見市	軽症2名	工場	工場において、消費者よりガス臭及び目に刺激を感じると消防に通報があり、調理者2名が病院へ搬送され軽度の一酸化中毒と診断された。 原因は、燃焼器を使用中に換気扇を付けていなかったことから換気不良となり、不完全燃焼を起こし一酸化炭素が発生したものと推定される。なお、事故当日は業務用こんろのうち2口を使用し、その後業務用炊飯器を点火したところ一部に火がつかず、その後ガス漏れ警報器が鳴動したが、音を止め調理を続けていた。消防と販売事業者による現場調査により、一酸化炭素が、換気扇を作動させなかった場合にのみ上昇することが確認され、機器及び設備に不備はないことが確認された。また、当該工場は、開業6日目であり、業務用3口こんろ及び業務用炊飯器は新品の状態であった
2017. 12.31	石川県 加賀市	軽症2名	旅館	旅館において、厨房の食器洗浄機付近にいた従業員2名がCO中毒の症状で緊急搬送されたもの。 原因は、厨房で使用していた食器洗浄機が何らかの原因で不完全燃焼となったものと推定される。
2018. 1.12	千葉県 松戸市	死亡1名 ＜B級事故＞	一般住宅	一般住宅において、20代男性が浴室の浴槽内で死亡しているのを、同居の祖母が発見した。 原因は脱衣所に設置されていた瞬間湯沸器を使用し、浴室内の混合水栓からシャワーホースにより浴槽に湯張りを行う不適切な使用を、換気が不十分なまま長時間（45分間）行ったことにより、一酸化炭素が発生し浴室内に流入したことで、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。なお、湯沸器のメーカーは、当該湯沸器は長期間の放置により、埃が積もっていたことから、不完全燃焼が起こり、一酸化炭素の発生に至ったものと推定している。

月日	発生場所	被害状況	建物	概要
2018.3.14	福岡県福岡市	軽症4名	飲食店	<p>飲食店において、開店準備のため電気、換気扇のスイッチを入れ、石釜パン焼き器に点火した。その90分後に、石釜パン焼き機の温度が下がっているのに気づき再度点火し使用していたところ、20分後に1名が倒れたため、救急車を呼び搬送された。この時、当該パン焼き器を消火し、その際、消防隊員から残りの従業員3名も病院で診断を受けるよう指示され、症状の重かった1名が最初の搬送から20分後に、残りの2名が110分後に開店準備を終え、救急車により搬送され、病院にて一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>原因は石釜パン焼き器の給気口が詰まっており、給気不良となり、不完全燃焼が起こり一酸化炭素を含むガスが発生したことによるもの。</p>
2018.5.28	東京都府中市	軽症2名	病院等	<p>病院内の厨房において、食器洗浄を行っていた従業員2名が不調を訴え、他の病院へ緊急搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>原因は、業務用食器洗浄機の燃焼不良により一酸化炭素が発生し、また、排気ダクトを作動し忘れて換気をしていなかったことで、発生した一酸化炭素が滞留したものと推定される。</p>
2018.7.9	鹿児島県鹿児島市	軽症3名	飲食店	<p>飲食店において、開店前の料理試作中に、従業員3名が一酸化炭素中毒の症状を訴え、病院にて診断と治療を受けた。</p> <p>原因は、使用していたラーメン釜の排気フードの防火ダンパーが閉じていたことによる排気不足、及び窓等が閉められていたことによる給気不足のため、ラーメン釜が不完全燃焼を起こし一酸化炭素が発生したことによるもの。</p>
2018.7.19	埼玉県久喜市	軽症3名	公民館	<p>公民館で開催されていたそば打ち教室において、消費者3名が一酸化炭素中毒を発症し、病院へ搬送された。</p> <p>原因は、消費者が掃除の際に生そば釜の下部にあるバーナーのヘッド部を取り外し、戻す際に上下逆転に取り付けたため部品の一部が落下し、燃焼部を塞いだことで、不完全燃焼が起こり、一酸化炭素が発生したものと推定される。また、換気扇を使用していなかったため、不完全燃焼により発生した一酸化炭素が室内に滞留したものと推定される。</p>
2018.9.8	鳥取県伯耆町	軽症2名	飲食店	<p>飲食店のパン工房において、従業員2名がパン焼き器が稼働した状態で作業を行っていたところ、ガス漏れ警報器が鳴動した。店主と従業員が換気のために工房中の窓等を開けていたところ、換気扇が作動していないことに気付いた。その後、従業員2名が体調不良を訴えたため救急搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。</p> <p>原因は、換気扇の未作動により工房内に排ガスが充満したため、パン焼き器が不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が発生したものと推定される。なお、ガス漏れ警報器の鳴動はわずかな未燃ガスを検知したものと推定される。</p>

# (6) 過去5年の都道府県別事故件数

(単位:件)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	5年 平均		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	5年 平均
1北海道	22	17	9	16	29	18.6	25滋賀	3	4	0	4	5	3.2
2青森	3	0	0	0	0	0.6	26京都	1	0	1	4	2	1.6
3秋田	1	2	3	5	10	4.2	27奈良	1	1	3	2	3	2.0
4岩手	1	0	1	7	7	3.2	28和歌山	0	1	3	3	4	2.2
5山形	5	4	1	4	6	4.0	29大阪	5	7	7	4	6	5.8
6宮城	2	3	3	2	4	2.8	30兵庫	3	1	1	7	9	4.2
7福島	13	6	3	2	8	6.4	31鳥取	5	5	2	6	5	4.6
8栃木	3	3	6	5	4	4.2	32岡山	3	5	3	1	8	4.0
9茨城	5	2	2	5	6	4.0	33島根	0	1	3	6	2	2.4
10千葉	12	7	8	12	11	10.0	34広島	6	4	12	6	9	7.4
11埼玉	13	13	18	17	10	14.2	35山口	6	4	0	7	2	3.8
12群馬	3	5	5	5	2	4.0	36徳島	1	1	0	0	1	0.6
13東京	9	11	12	7	6	9.0	37香川	0	2	1	1	0	0.8
14神奈川	23	28	23	16	19	21.8	38高知	0	1	0	0	1	0.4
15新潟	9	5	4	6	6	6.0	39愛媛	2	3	3	2	4	2.8
16長野	3	4	9	4	12	6.4	40福岡	6	9	7	10	5	7.4
17山梨	1	1	1	2	1	1.2	41佐賀	3	6	6	2	3	4.0
18静岡	4	5	4	2	2	3.4	42長崎	4	5	5	0	6	4.0
19愛知	3	4	5	11	18	8.2	43大分	3	3	2	1	1	2.0
20三重	0	0	1	7	6	2.8	44熊本	0	2	0	3	1	1.2
21岐阜	8	7	9	4	6	6.8	45宮崎	2	1	3	2	5	2.6
22富山	3	0	2	1	2	1.6	46鹿児島	7	6	1	4	1	3.8
23石川	2	1	2	2	1	1.6	47沖縄	2	2	1	2	0	1.4
24福井	1	1	3	1	2	1.6	合計	212	203	198	220	261	218.8

(6) 過去5年の都道府県別事故発生率(消費者戸数100万戸当たりの事故件数) (単位:件)

		2018年	2019年	2020年	2021年	2021年	5年 平均	消費者戸数			2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	5年 平均	消費者戸数
1	北海道	15.3	11.8	6.2	11.1	20.1	12.9	1,436,249	25	滋賀	11.6	15.5	0	15.5	19.4	12.4	256,527
2	青森	6.9	0	0	0	0	1.38	428,924	26	京都	4.7	0	4.7	18.9	9.4	7.54	211,259
3	秋田	4.2	8.4	12.7	21.1	42.3	17.74	236,026	27	奈良	6	6	18.2	12.1	18.2	12.1	164,441
4	岩手	2.4	0	2.4	17.2	17.2	7.84	404,690	28	和歌山	0	4.3	12.9	12.9	17.2	9.46	232,517
5	山形	17	13.6	3.4	13.6	20.4	13.6	293,172	29	大阪	18.8	26.3	26.3	15	22.5	21.78	265,575
6	宮城	3.5	5.3	5.3	3.5	7.1	4.94	556,164	30	兵庫	6.3	2.1	2.1	14.8	19	8.86	472,788
7	福島	24.7	11.4	5.7	3.8	15.2	12.16	524,930	31	鳥取	36.2	36.2	14.5	43.5	36.2	33.32	137,927
8	栃木	5.8	5.8	11.7	9.8	7.8	8.18	509,332	32	岡山	6.4	10.7	6.4	2.1	17.2	8.56	463,608
9	茨城	7	2.8	2.8	7	8.4	5.6	708,624	33	島根	0	5	15.1	30.2	10	12.06	198,450
10	千葉	17.2	10	11.4	17.2	15.7	14.3	697,166	34	広島	10.5	7	21	10.5	15.8	12.96	568,877
11	埼玉	10.7	10.7	14.8	14	8.2	11.68	1,208,602	35	山口	19.3	12.9	0	22.5	6.4	12.22	309,813
12	群馬	5.9	9.8	9.8	9.8	3.9	7.84	508,105	36	徳島	4.7	4.7	0	0	4.7	2.82	212,494
13	東京	19.7	24.1	26.3	15.3	13.1	19.7	455,153	37	香川	0	8.3	4.1	4.1	0	3.3	239,293
14	神奈川	23.1	28.1	23.1	16	19.1	21.88	994,364	38	高知	0	4	0	0	4	1.6	247,177
15	新潟	37	20.5	16.4	24.6	24.6	24.62	243,198	39	愛媛	4.5	6.7	6.7	4.5	9	6.28	442,970
16	長野	4.7	6.3	14.3	6.3	19.1	10.14	626,848	40	福岡	5.2	7.9	6.1	8.7	4.3	6.44	1,139,081
17	山梨	3.5	3.5	3.5	7.1	3.5	4.22	279,144	41	佐賀	15.4	30.8	30.8	10.2	15.4	20.52	194,735
18	静岡	5.8	7.2	5.8	2.9	2.9	4.92	685,614	42	長崎	12.5	15.7	15.7	0	18.8	12.54	317,650
19	愛知	3	4	5.1	11.2	18.3	8.32	978,526	43	大分	8.4	8.4	5.6	2.8	2.8	5.6	356,212
20	三重	0	0	2	14.6	12.5	5.82	476,293	44	熊本	0	4.3	0	6.5	2.1	2.58	456,350
21	岐阜	14.5	12.7	16.4	7.2	10.9	12.34	547,977	45	宮崎	6.7	3.3	10.1	6.7	16.8	8.72	296,112
22	富山	12.7	0	8.4	4.2	8.4	6.74	235,511	46	鹿児島	14.4	12.3	2	8.2	2	7.78	483,984
23	石川	7.2	3.6	7.2	7.2	3.6	5.76	275,815	47	沖縄	3.3	3.3	1.6	3.3	0	2.3	591,362
24	福井	5.4	5.4	16.3	5.4	10.8	8.66	183,545		合計	9.7	9.3	9.1	10.1	11.9	10.02	21,753,174

## (7) 東名高速道路爆発火災事故について

積み荷はすべてプロパンガス容器であるが、大きく分けて3種類積まれていました。

- ①当社で耐圧検査を済ませ真空状態にしたもの
- ②耐圧検査済み真空容器に当社で塗装補修だけをしたもの
- ③販売事業者様から依頼を受け、LPガス充填済みの状態で当社が塗装補修を請け負い、補修完成したもの(販売業者が変わったことで、旧販売業者の容器に塗装補修を施して使用することを目的としている)

3種類の内訳は以下の通り

	①耐圧検査済み (真空状態)	②塗装補修だけをしたもの (真空状態)	③LPガス充填済みで塗装 補修を施したもの
容器本数	サイフォン50K容器…1本	30K容器…30本	50K容器…55本
	50K容器…16本		
	20K容器…4本		
	サイフォン15K容器…6本		
	10K容器…3本		
重量	①+②の真空状態の容器合計数60本約重量1600kg		③LPガス充填済み容器合計数55本約重量4950kg

**車両積載重量(①+②+③)約6,550kg**

内訳としては

ボンベ重量約3800kg

輸送ガス重量約2750kgとなります。



## (7) 東名高速道路爆発火災事故について

当該車両はクレーン付き大型車両で車両総重量24,970kg最大積載量は12,300kgで車検証が取れている車両でした。この車両に約6,550kgの荷物を積載しておりました。当該運転手は高圧ガス移動監視者の資格を保持しておりませんでした。LPガス輸送量約750kgということで、高圧ガス移動監視者の資格が無いことを前提に組まれた配送計画であり、法令順守を前提とした作業でした。

上記明細を積み込んだ車両が搬送途中に豊田ジャンクションに差し掛かったところで、運転手は前方車両が渋滞で停止している事に気が付き、急ブレーキをした模様で、前方の停止車両への衝突を避けることは出来ました。しかし、積み荷の容器が荷崩れを起こし、道路上に落下し散乱。落下時のショックにてバルブが緩み、容器よりガス漏洩を起こし、発火、爆発、炎上したものと推測します。荷崩れし落下した容器は前方の停止していた2トントラックとその前にいたトレーラーの位置まで散乱、ガス漏洩をして発火、その為車両火災を起こしたと思われれます。

### 【荷崩れの原因】

#### 別紙資料

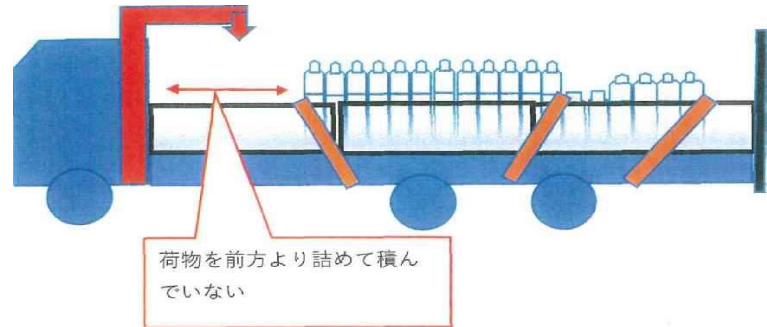
- ・通常であれば、前方の鳥居から荷物を詰めて積載するのが常識であるが、乗務員が荷物を荷台後方から降ろすことを考え、意図的に前方にスペースを空けて後方に荷物を積載したこと。
- ・その為、急ブレーキにより荷物が前方へ動いてしまった。
- ・最前方に掛けていたラッシングベルトが荷重に耐えられず切れてしまった。  
(ベルト締め具の前後2箇所が切れていた)
- ・固縛しているラッシングベルトの本数が少なすぎる。その為、荷重に耐えられなかったと思われる。昔より適正な本数のラッシングベルトでアオリより締め付けをすることで荷崩れを防止してきた。今回は、乗務員がその点を怠った。
- ・急ブレーキにより荷重がかかりラッシングベルトが切れた事で、全ての荷物が一気に前方へ移動した。その為、アオリが開いてしまったと考える。そこより容器が落下。落下した容器は保護キャップをしていたものの、ネック部分を強打したことによりバルブのゆるみ、破損が発生し、ガス漏洩を起こし、発火したものと思われる。

# (7) 東名高速道路爆発火災事故について

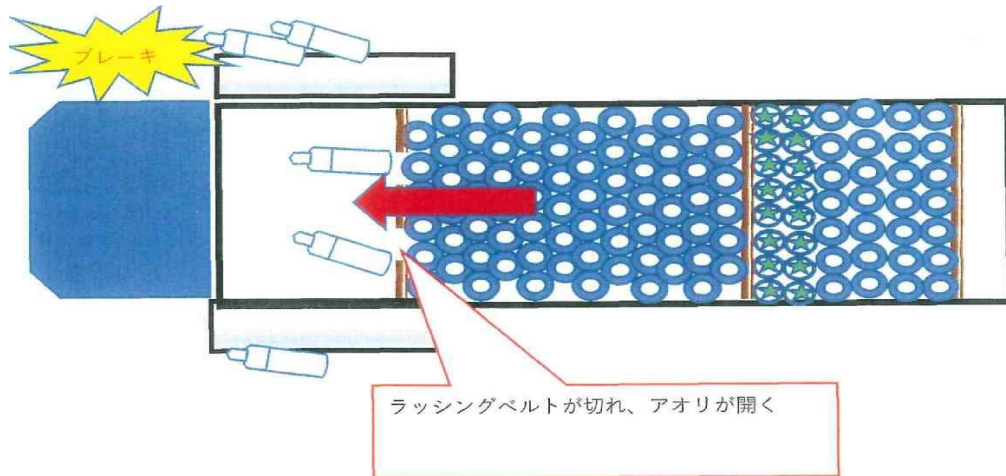
## 【別紙資料】

### ① 側面よりの荷積み後の様子(事故車両)

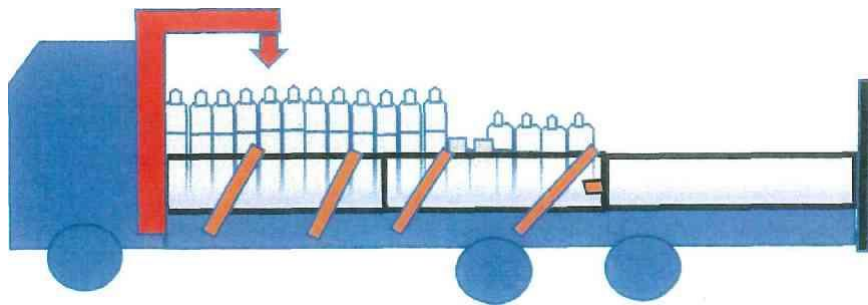
ラッシングベルトの本数が少ない



### ② 上方よりの荷積み後の様子及び荷崩れの様子



### ③ 基本とされる積載方法



①ではその荷積みはされておらず、例外として認められている方法で積み込みがされていた。

# (7) 東名高速道路爆発火災事故について

【トレーラーと最後尾の2t車】



【当該事故車両】



【回収した容器】



# (7) 東名高速道路爆発火災事故について

【手前からトレーラー、2t車、●●●●車両10t車】



# (8) 移動に係る事故(LPガス充填所等関係)について(2021年以降)

※令和4年度事故事例データベース抜粋

月日	発生場所	概要
2021.3.28	栃木県	当社移動監視者が、移動式製造設備にLPガス約3.7tを積載し、顧客工場より一般消費者へ向け移動中、自動車道西行きインターチェンジで、出口連絡路方面に急ハンドルを切ったことにより車両の制御を失い、左側ガードレール、防音壁へ衝突し、左側に横転した。衝撃で容器プロテクタ部が歪曲し、安全弁付近よりガスが漏洩した。LPガスの漏洩により自動車道は6時31分頃より両方向が通行止めとなった。車両は消防立ち合いの下クレーン作業にて起こし、漏洩箇所を粘土にて固定、10時10分頃、ガス検知器にて漏洩の停止を確認し、設備を回収した。その後、ガス滞留など周囲の安全が確認されたため、自動車道東行きは11時30分、西行きは12時10分に通行止めが解除された。
2021.9.14	東京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器交換後、運転席側の荷台前側のアオリを閉め忘れ、住宅地を約100m走行し左折して街道に出る際、残ガス容器の30kg×5本と20kg×1本が街道の路上に落下し、反対車線を走行中車両の運転席側のフェンダーに接触、更にその後方車両のフェンダーにも別の容器が接触し、両車両ともに凹みが生じた。</li> <li>・ 落下容器は運転手が回収、その際、容器2本のバルブが緩み少量のLPガスが漏えいした。</li> <li>・ 警察へ連絡をして事故処理を行い、被害車両の運転手2名に謝罪した。</li> </ul>
2022.1.31	佐賀県	8時40分頃、佐賀県道40号線を移動式製造設備で走行中、前方車両が付近工場に右折進入するため停車したことから続いて停車したところ、後方から来ていたトレーラーダンプが後方左側に追突してきた。ガスの漏えいはなかったものの、一時ポンプ等が正常に稼働しない状態となった。なお、安全機構のロックを解除した後に動かしてみたところ正常に作動した。
2022.2.14	北海道	<p>液化石油ガスバルクローリ(最大貯蔵量2,350kg)が、液化石油ガスを配送するため市内を走行中、路面マンホール上の凹み部分に進入したことで、車両下部が路面上の積雪部に接触し、その衝撃で液元弁フランジの締結部に緩みが生じ、液化石油ガスが漏えいしたもの。</p> <p>運転手は降車後、液化石油ガスの漏えいを確認したため、営業所及び消防に通報した。</p> <p>その後、現場到着した消防隊と協力し、液元弁を閉止するとともにフランジの締結部を増し締めすることで漏えいが停止した。</p> <p>緊急遮断装置の遮断弁(液用)は事故直前の充てん作業後に閉止されていたため、配管内に残存していた液化石油ガス約3kgが漏えいした。</p> <p>液化石油ガスの漏えいは、運転手が事故直後に液元弁フランジの締結部を増し締めしたことで停止したが、入庫後に発泡液の塗布により当該部分で若干量の漏えいが確認されたため、締結部を増し締めし気密検査を実施したところ更なる漏えいがなかったことから、漏えい箇所は液元弁フランジ部である。</p>
2022.3.31	埼玉県	<p>充填作業完了後、液用充填ホースをバルクローリーに格納する際、ダルマ画びょう(全長約25mm/針足約11mm)が液用充填ホースに刺さっているのを確認。</p> <p>ダルマ画びょうを抜き、検知液にて確認したところ、微量の漏洩があることを確認しました。</p>

月日	発生場所	概要
2022.5.5	福井県	5月5日の6時40分頃、バルクローリーの充てん作業者が客先のスーパーにてガスを充てんする為にバックしていた際、目測を誤り駐車場から後輪が脱輪した。その際、車両下部の液受入配管のボールバルブ接続部からガスが漏れた(接続部から白い煙状の物を確認した)。直ちに配管各種バルブを閉止、消防に通報した。消防が到着後店舗周囲を緊急封鎖し、近隣に対してLPガスの漏洩に関する注意警報が行われた。8時頃にはガス漏洩もなくなり、店舗周囲の封鎖が解除された。
2022.9.28	愛知県	LPガス容器(50kg×55本はじめ約2,770kg)を輸送中、前方の車との接触を避けるため急ブレーキをかけたところ、荷崩れを起こし、LPガス容器に引火、炎上したものの。
2022.11.7	広島県	LPガス配送センターの運搬車両が県道を走行中、中央分離帯に乗り上げ、ガードレール及び街路灯に衝突し横転。車両に積載していたLPガスボンベ36本(20kg×20本、50kg×16本)のうち、20kgボンベ1本からガスが漏洩(3.2kg)し、運搬車両運転手自らが弁を閉め漏洩を止めたもの。



1. LPガス事故発生状況について
- 2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について**
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
4. 最近の法令改正等について
5. 災害対応について

# (1) 概要

▶ 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会において、2020年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定する。

## 安全高度化目標

2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の役割を果たすとともに、環境変化を踏まえて対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現する。

## 実行計画(アクションプラン)

### 1. 消費者起因事故対策

- CO中毒事故防止対策
  - ・業務用施設等に対する安全意識向上のための周知・啓発
  - ・業務用換気警報器・CO警報器の設置促進
  - ・安全型機器及び設備の開発普及
- ガス漏えい事故防止対策
  - ・安全な消費機器等の普及促進
  - ・周知等による保安意識の向上
  - ・誤開放防止対策の推進
  - ・ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
  - ・消費設備調査の高度化・リコール製品等への対応

### 2. 販売事業者起因事故対策

- 設備対策
  - ・供給管・配管の事故防止対策
  - ・調整器、高圧ホース等の適切な維持管理
  - ・軒先容器の適切な管理
- その他事故防止対策
  - ・他工事事故防止対策
  - ・質量販売に係る事故防止対策
  - ・バルク貯槽等の告示検査対応

### 3. 自然災害対策

- 地震・水害・雪害対策
  - ・災害に備えた体制構築
  - ・迅速な情報把握
  - ・容器の転倒・流出防止対策
  - ・雪害事故防止対策

達成状況や  
リスクの変化に  
応じた見直し

### 4 保安基盤の整備

- 保安管理体制
  - ・経営者等の保安確保に向けたコミットメント及び保安レベルの自己評価
  - ・LPガス事業者等の義務の再確認等
  - ・長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施
  - ・自主的な基準の維持・運用
- スマート保安の推進
  - ・スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化
  - ・その他のスマート保安に関するアクションプラン

## 基本的方向

- ① 事故分類ごとにおける対策の推進継続
- ② 各主体の連携の維持・強化
- ③ 事業者等の保安人材の育成
- ④ 一般消費者等に対する安全教育・啓発

## 安全高度化指標

2030年時点(件/年)			
全体	死亡事故		0~1件未満
	傷害事故		25件未満
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満
		傷害事故	22件未満
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満
		傷害事故	3件未満
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	15件未満
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	5件未満
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	10件未満
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	11件未満
	その他	死亡事故	0~0.2件未満
		傷害事故	4件未満

# (2)アクションプラン及び主体者等

大分類	中分類	小分類	アクションプランの項目	主体者
事故 対策	消費者起因  事故対策	CO中毒事故防 止対策	▶ 業務用施設等に対する 安全意識の向上のための周知・啓発	L P ガス事業者、国、第三者機関
			▶ 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	L P ガス事業者
			▶ 安全型機器及び設備の開発普及	L P ガス事業者、関係事業者
		ガス漏えいによる 爆発または火災 事故防止対策	▶ 安全な消費機器等の普及促進	L P ガス事業者、国、関係事業者
			▶ 周知等による保安意識の向上	L P ガス事業者、国、都道府県、第三者機関
			▶ 誤開放防止対策の推進	L P ガス事業者
	販売事業者 起因  事故対策	設備対策	▶ ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等	L P ガス事業者、国、都道府県、関係事業者
			▶ 消費設備調査の高度化	L P ガス事業者
			▶ リコール対象品等への対応	L P ガス事業者、国、関係事業者
		その他 事故防止対策	▶ 供給管・配管の事故防止対策	L P ガス事業者
			▶ 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理	L P ガス事業者
			▶ 軒先容器の適切な管理	L P ガス事業者
自然災害対策	地震・水害・雪害 対策	▶ 他工事事故防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、	
		▶ 質量販売に係る事故防止対策	L P ガス事業者	
		▶ バルク貯槽等の告示検査対応	L P ガス事業者	
		▶ 災害に備えた体制構築	L P ガス事業者、国、都道府県、	
保安基盤	保安管理体制	▶ 迅速な情報把握	L P ガス事業者、国、都道府県、	
		▶ 容器の転倒・流出防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、関係事業者	
		▶ 雪害事故防止対策	L P ガス事業者、国、都道府県、	
		▶ 経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等及び保安レ ベルの自己評価	L P ガス事業者	
	スマート保安の 推進	▶ L P ガス販売事業者等の義務の再確認等	L P ガス事業者	
		▶ 長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施	L P ガス事業者、国、第三者機関、	
		▶ 自主的な基準の維持・運用	第三者機関	
		▶ スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	L P ガス事業者、国、第三者機関、関係事業者	
	▶ その他のスマート保安に関するアクションプラン	L P ガス事業者、国		

# (3)2022年における液化石油ガス安全高度化計画の達成状況

		安全高度化指標 (2030年時点 [件/年])	2022年 事故発生状況 [件]	指標に対する達成状況	
全体	死亡事故	0~1件未満	0	達成	
	傷害事故	25件未満	22	達成	
販売形態別	体積販売	死亡事故	0~0.6件未満	0	達成
		傷害事故	22件未満	19	達成
	質量販売	死亡事故	0~0.4件未満	0	達成
		傷害事故	3件未満	3	未達成
起因者別	消費者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	15件未満	13	達成
	事業者	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	5件未満	3	達成
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	5件未満	6	未達成
場所別	住宅	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	10件未満	7	達成
	業務用施設	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	11件未満	13	未達成
	その他	死亡事故	0~0.2件未満	0	達成
		傷害事故	4件未満	2	達成

※2022年(暦年)の事故

1. LPガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
- 3. 「LPガス安心サポート推進運動」について**
4. 最近の法令改正等について
5. 災害対応について

# (1)概要

全国LPガス協会として、国の「液化石油ガス安全高度化計画2030」に示されたアクションプランの推進を図ることを目的に、アクションプランの項目毎に具体的な実施対策を検討し、国の高度化計画に示されたアクションプラン等と一体的に展開することとした。

## 1. 自主保安運動の名称

『LPガス安心サポート推進運動』

## 2. 運動の期間

令和3年4月～令和8年3月

補足：安全高度化計画は10年スパン、5年毎の見直しになっているので5年とする。

## 3. 目標(国の安全高度化目標と合わせている)

死亡事故 0～1件未満／年、人身事故0～25件未満／年

## 4. 運動の概要(安全高度化目標と合わせている)

国の安全高度化計画のアクションプランと一体的に展開

## 5. 具体的な進捗状況管理や進め方

- ◆ アクション全体の進捗は数字で把握。
- ◆ とりわけ重要なアクションを重点取り組み事項として「業務用施設ガス警報器(SB・EBメータ)連動遮断の推進」、「業務用換気警報器の設置促進」に加えて、近年、災害時における容器流出が問題化していること等を踏まえ、災害対策として、「軒先容器の流出防止対策の徹底」の3点を指定。
- ◆ その他の取り組みについては、各都道府県協会の地域性を踏まえた状況にあった自主保安運動を展開。

## (2) 主な活動例及び重点取り組み事項

大分類	中分類	小分類	液化石油ガス安全高度化計画2030の アクションプラン項目	販売事業者の主な活動例	
事故対策	消費者 起因事 故対策	CO中毒事故防止 対策	業務用施設等に対する 安全意識の向上のための周知・啓発 業務用換気警報器・CO警報器の設置促進	業務用に対する法定外周知の推進	
			ガス漏えいによる爆発 または火災事故防 止対策	安全型機器及び設備の開発普及 安全な消費機器等の普及促進	<b>業務用換気警報器設置促進</b> 不燃防無し湯沸し・風呂釜の交換 Siセンサーコンロの普及
				周知等による保安意識の向上 誤開放防止対策の推進	高齢者宅巡回事業の取り組み ガス栓カバー、検定品ゴムキャップ普及 ガス警報器設置率向上、期限管理徹底
		ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等		<b>業務用施設ガス警報器連動遮断の推進</b> 確実な点検調査の実施	
		販売事 業者起 因事 故 対策	設備対策	消費設備調査の高度化 リコール対象品等への対応	適切な工事施工管理体制 調整器・高圧ホースの期限管理
				供給管・配管の事故防止対策 調整器、高圧ホース等の適切な維持管理 軒先容器の適切な管理	閉栓先容器の撤去
	その他事故防止 対策		他工事事務事故防止対策 質量販売に係る事故防止対策 バルク貯槽等の告示検査対応	他工事関連周知等の実施 質量販売の自主保安促進	
			災害に備えた体制構築 迅速な情報把握 容器の転倒・流出防止対策	検査対応の前倒し、安全な入替体制構築 通報訓練の定期的な実施 被害報告様式の全国統一様式使用推進	
	自然災害対策	地震・水害・雪害 対策	雪害事故防止対策	<b>軒先容器の二重掛け等流出防止推進</b> 雪害対策の推進	
			経営者等の保安確保へ向けたコミットメント等 及び保安レベルの自己評価 販売事業者等の義務の再確認等	経営者等の保安重視の取り組み宣言 自主保安活動チェックシート回収向上 販売事業者の義務の再確認教育	
長期人材育成を踏まえた保安教育の確実な実施 自主的な基準の維持・運用			年間保安教育計画の策定状況		
保安基盤	スマート保安の推 進	スマートメータ・集中監視等を利用した保安の高度化	集中監視設置率向上		
		その他のスマート保安に関する アクションプラン			

# (3) 重点取り組み事項(業務用換気警報器設置促進)

2011年～2020年 CO中毒事故件数47件(4.7件/年) 症者数137人(2.9人/件)

2021年～2022年 CO中毒事故件数0件(0.0件/年) 症者数0人(0.0人/件)

※令和2年度液化石油ガス関係事故年報、2021年～2022年事故件数は暫定

- 直近4年(2019～2022年)においてはCO中毒事故は発生していないが、ひとたび発生すれば多数の被害を伴い、また、特に業務用施設においては、1件あたりの発症者数の割合が高い傾向にあることから、業務用換気警報器の設置を促進する等の対策が必要である。
- 業務用換気警報器の設置促進とともに、消費者にもCOに係わる正しい知識や危険性について充分理解してもらうことが重要であることから、経済産業省、(一社)日本ガス協会、(一社)日本コミュニティーガス協会と連携し、厚生労働省を通じて 食品衛生責任者講習会等でチラシ及びメルマガによる周知、啓発を引き続き実施している。

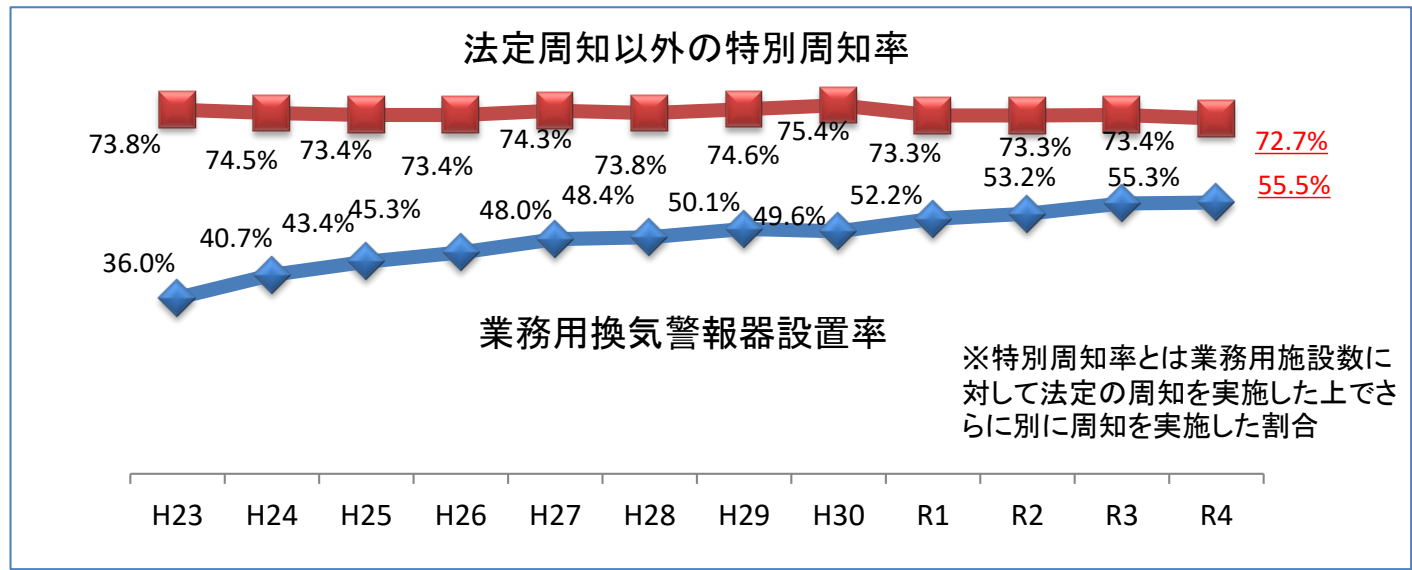
令和5年3月末(令和5年9月5日集計)時点

## (a) CO中毒事故防止対策

業務用施設等に対する安全意識の向上のための周知・啓発

業務用換気警報器CO警報器の設置促進

安全型機器及び設備の開発普及





# (3)重点取り組み事項(業務用換気警報器設置促進)

## 【周知チラシ】

## 【公益社団法人日本食品衛生協会メルマガ12/2配信】

一酸化炭素(CO)中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、風邪と決めつけず、換気(給気と排気)の確保を確認してください。

### 一酸化炭素(CO)中毒の症状

一酸化炭素(CO)の濃度	一酸化炭素(CO)の吸入時間と中毒症状
0.05% (50ppm)	2~3時間で初期症状-軽度の頭痛
0.1% (100ppm)	1~2時間で頭痛-吐き気、2~3時間で後頭痛
0.15% (150ppm)	45分間で頭痛-めまい、吐き気、2時間で失神
0.2% (200ppm)	20分間で頭痛-めまい、2時間で死亡
0.3% (300ppm)	5~10分間で頭痛-めまい、30分間で死亡
0.4% (400ppm)	1~2分間で頭痛-めまい、10~20分で死亡
1.2% (12,000ppm)	1~2分間で死亡



ガス会社のキッズさん

### 「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！

- 食中に食卓周辺のCO濃度がCO濃度を検知し、一般の一般に換気(100)の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を及ぼさず自動的に警報を発生します。
- 温度、湿度、一酸化炭素(CO)以外のガスなどの影響を受けずに、センサーの性能が安定しています。
- リチウム電池駆動なので、10Vの電圧が不足、警報発生に切り替わります。

身体内で酸素を運ぶ役割を担っている赤血球中のヘモグロビンには、一酸化炭素(CO)が体内に取り込まれると、それと結びついてヘモグロビンと結合し、酸素を運ぶ力がなくなります。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に運ぶことが難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

### ～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～

- いつ一酸化炭素(CO)中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！  
すぐに行動に移すことは、次の3つです。
- ①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
  - ②換気をする。(ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。)
  - ③ガス会社に連絡する。

### 飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素(CO)が発生して中毒になるおそれがあります。一酸化炭素(CO)中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いユウりん

- ガス機器を使うときは、必ず換気(給気と排気)！**  
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い中、新鮮な空気がたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を確認した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの色は青色です。
- ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的な点検を！**  
ガス機器の排気口や換気設備の吸込み口に油汚れやホコリなどがたまり、まともに換気ができなくなり、一酸化炭素(CO)中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的な点検を受けましょう。
- 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！**  
一酸化炭素(CO)は無色・無臭。発生に気がつかずに中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。

QRコードをスキャンしてダウンロードしてください！

約2分30秒の動画(日本語版)はコチラのQRコード(YouTubeに接続)からご覧いただけます。

ガスの正しい使い方と安全な環境を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いします。



## 【3】食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について 厚生労働省・経済産業省より情報提供がありました！

都市ガス、LPガスを使用している食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故が、毎年一定件数発生しております。

- 3つのポイントを実施して、一酸化炭素中毒事故を防ぎましょう！
1. ガス機器などの「火」を使うときは、必ず換気(給気と排気)！
  2. ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的な点検を！
  3. 万が一にそなえて、厨房や工場に一酸化炭素を検知する警報器の取り付けを！  
(詳しくは、ご契約のガス会社へお問合せください。)

【経済産業省ホームページ】  
飲食店の皆様へ ガス安全使用のお願い  
<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1438609&c=43446&d=5c3c>

【厚生労働省ホームページ】  
職場のあんぜんサイト 一酸化炭素中毒(CO中毒)  
<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1438610&c=43446&d=5c3c>

※一酸化炭素中毒を防ぐ警報器についての動画は、YouTubeでご覧いただけます。  
<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1438611&c=43446&d=5c3c>  
※3つのポイントをまとめたチラシは、下記よりダウンロードできます。是非ご活用ください！

- ◆一般社団法人日本ガス協会：<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1438612&c=43446&d=5c3c>
- ◆一般社団法人全国LPガス協会：<https://a00.hm-f.jp/cc.php?t=M1438613&c=43446&d=5c3c>

# (3) 重点取り組み事項(業務用換気警報器設置促進)

LPガス安全委員会ではLPガス消費者の保安確保のため、家庭用・業務用別の保安ガイドを作成している。日本人向けだけでなく、英語・中国語を始めとした11か国語に翻訳されたものを頒布している。

データは下記URLよりダウンロードが可能。

<http://www.lpg.or.jp/download/download01.html#print>



①

- ① 業務用厨房換気シール
- ② ガス器具あんしんチェックリスト(両面)
- ③ 業務用LPガス保安ガイド
- ④ 家庭用LPガス保安ガイド
- ⑤ 災害対応LPガス保安ガイド

②

③

④

⑤

# (3) 重点取り組み事項(業務用施設ガス警報器連動遮断の推進)

- 業務用施設等においては安全機器の組み込まれていない業務用燃焼器もあるためガス警報器とガスメータを連動させガスを遮断するシステムの普及促進を図ることが必要である。
- ガス警報器工業会の協力もあり、各地で販売事業者向け講習会を実施し、連動遮断型ガス警報器の設置促進を図る取り組みを引き続き実施している。
- 都道府県協会の事例として消防機関と協力し、火災予防啓発とガス警報器の内容を紹介したクリアファイルを消費者へ配布しガス警報器の設置促進を図っている。

(b) ガスの漏えいによる爆発または火災事故防止対策

- 安全な消費機器等の普及促進
- 周知等による保安意識の向上
- 誤開放防止対策の推進
- ガス警報器の機能の高度化及び設置の促進等
- 消費設備調査の高度化
- リコール製品等への対応

## 【クリアファイル】

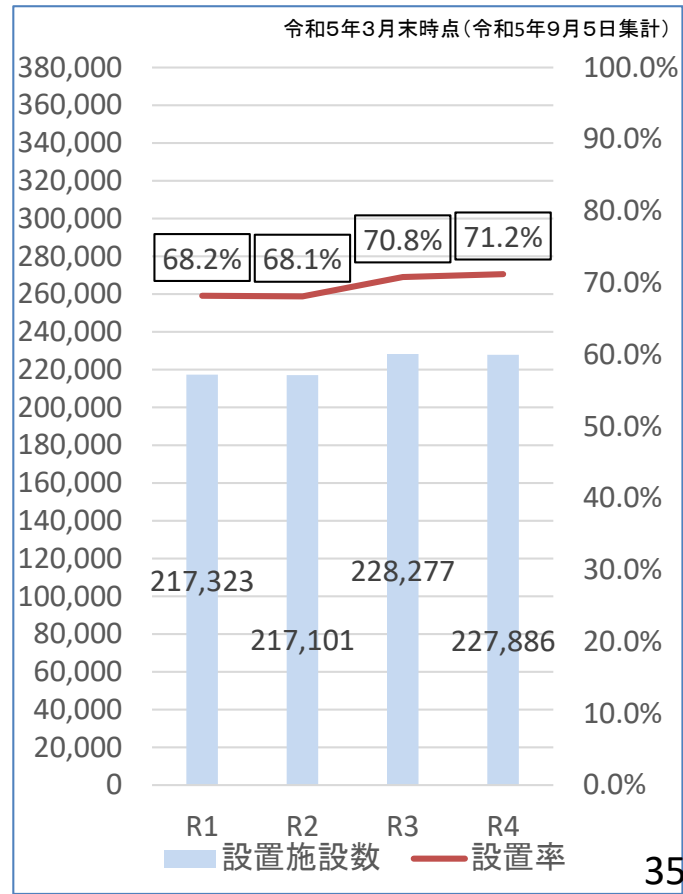


((一社)静岡県LPガス協会)

## 【連動型警報器＋メータ遮断】



## 業務用施設SB(EB)メータ連動率



※連動不要(屋外)の戸数は除外して連動率を計算

# (3)重点取り組み事項(軒先容器の二重掛け等流出防止推進)

- 2021年6月、省令改正により、洪水浸水想定区域(想定最大規模)等で、1m以上の浸水が想定されている地域の消費先に設置されている充てん容器に対して、流出防止の措置を講ずることが義務付けされた。(2024年6月までは従前措置の対応が認められている)
- それを受け、昨年度は消費者向けにチラシを作成するなど、容器流出措置が早期にかつ適切に実施できるよう対策を図り、本年度については取り組み状況の把握を実施した。
- 次年度は実数の把握を行うとともに2024年6月までに完了を目指す。

## 容器流出防止措置把握状況

(令和5年3月末時点(令和5年9月5日集計))

### 洪水浸水想定区域の施設数

**3,277,288施設**

洪水浸水想定区域の  
対象施設数容器流出  
防止措置済の施設数  
**1,485,144施設**  
45%

洪水浸水想定区  
域の対象施設数  
容器流出防止未  
措置の施設数,  
**1,792,144施設**  
55%

### (e) 地震・水害・雪害対策

災害に備えた体制対策

迅速な情報把握

容器の転倒・流出  
防止対策

雪害事故防止対策

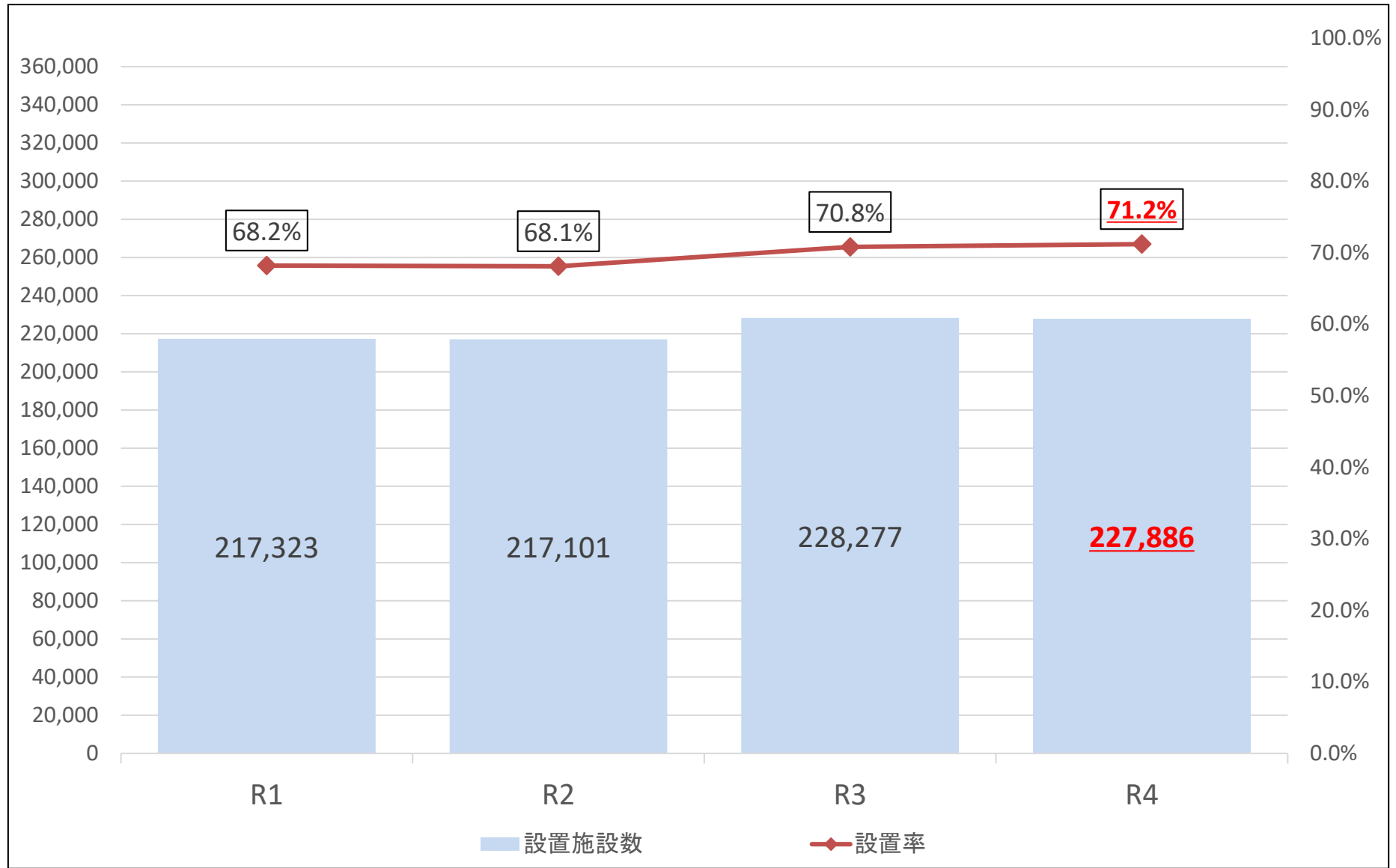
※ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)問わず  
容器流出防止措置済の施設数 **2,993,002施設**





### 業務用施設SB(EB)メータ設置先におけるガス警報器連動率

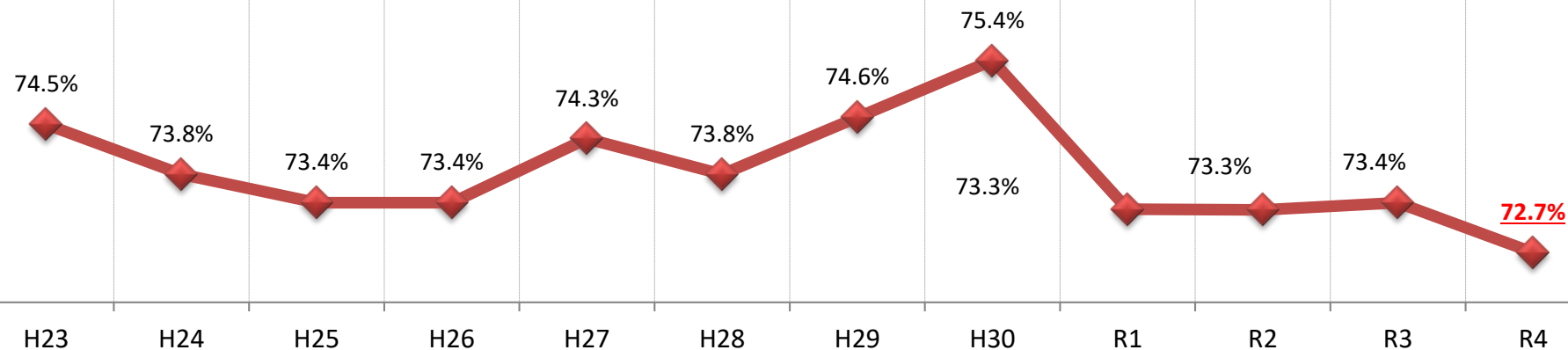
令和5年9月5日集計



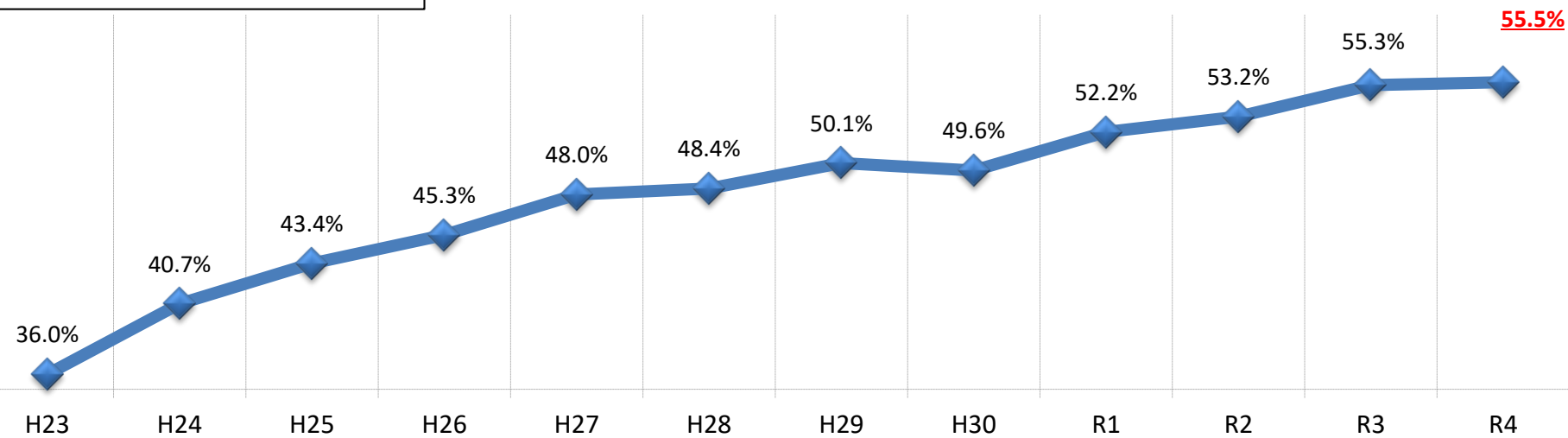
※連動不要(屋外)の戸数は除外して連動率を計算

# 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

## 法定周知以外の周知率

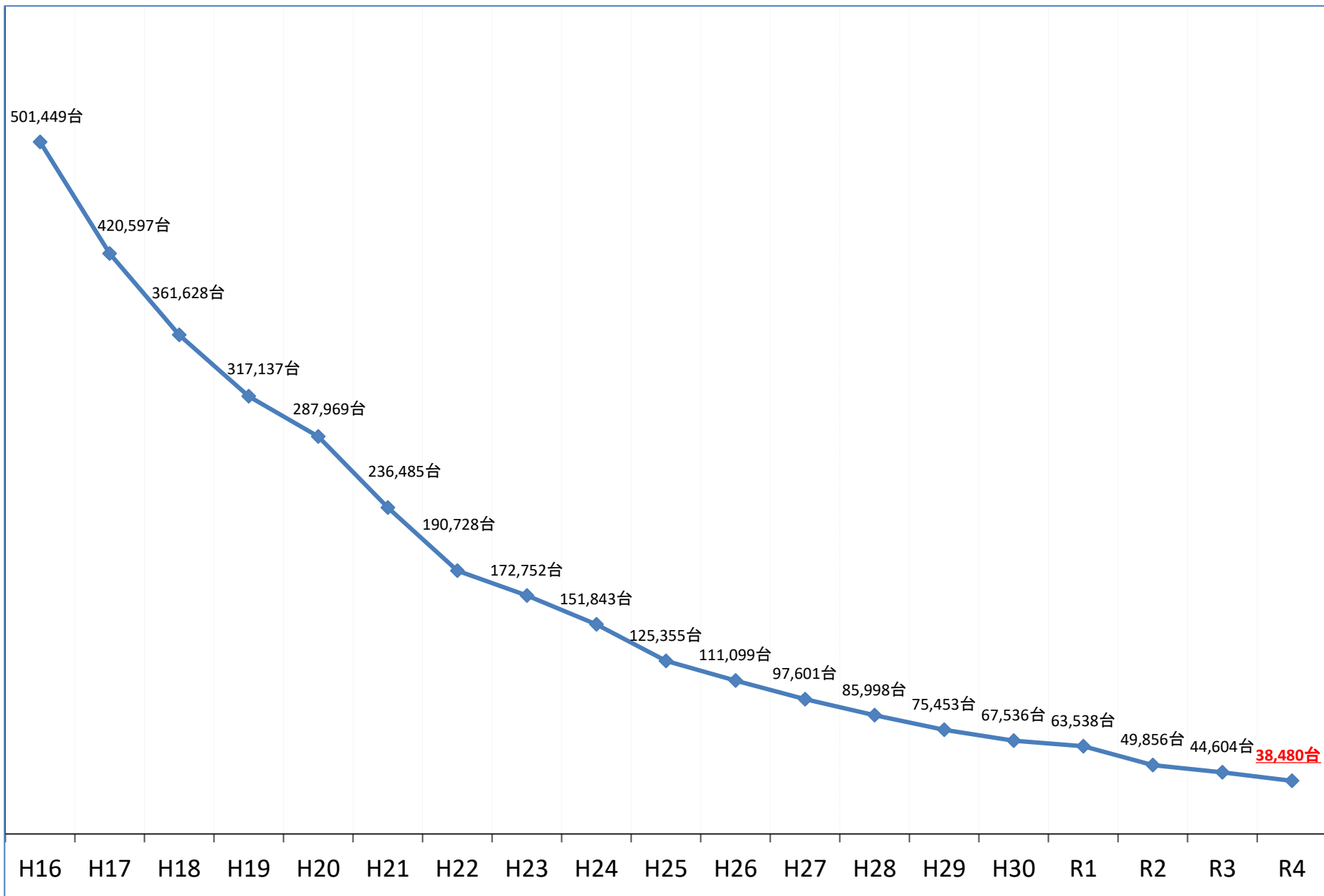


## 業務用換気警報器設置率

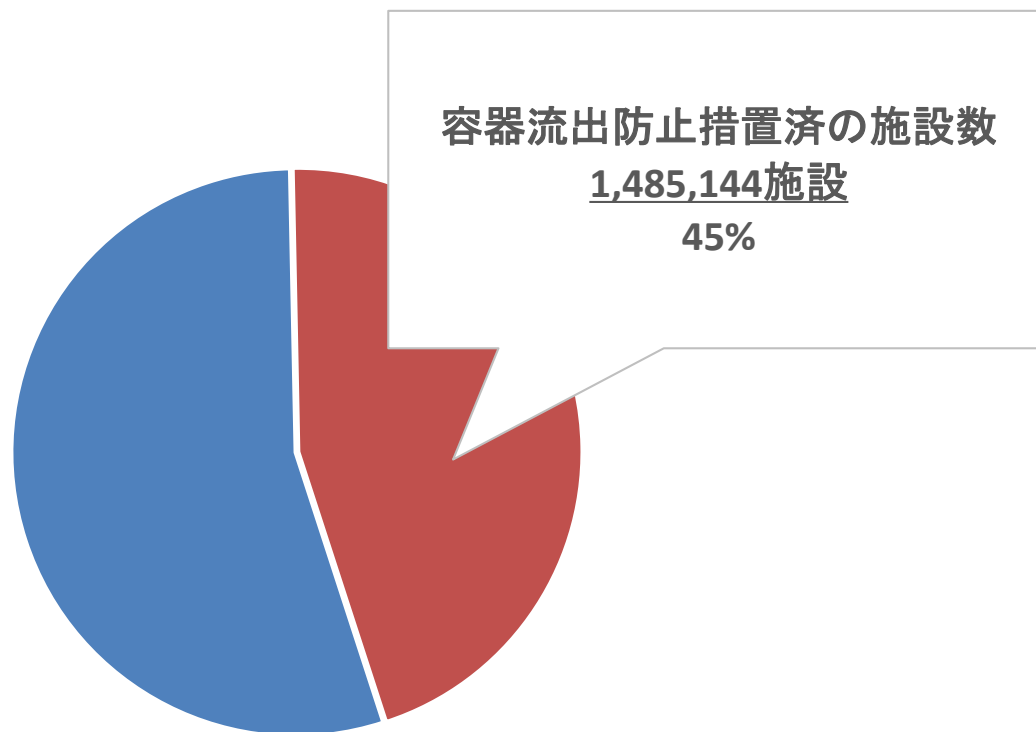




# 不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器具(排気筒不具合)未交換数

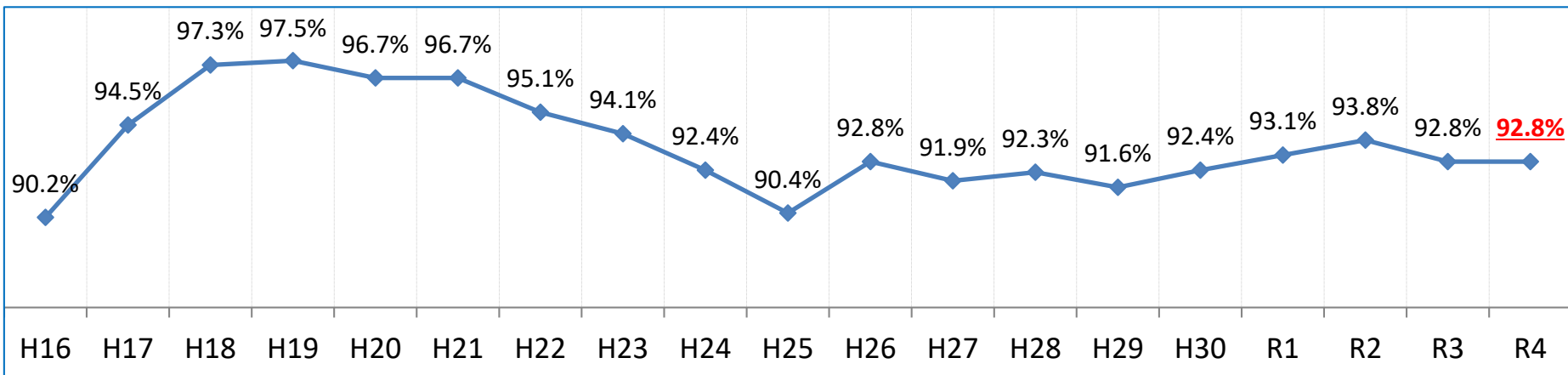


洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数  
**3,277,288施設**

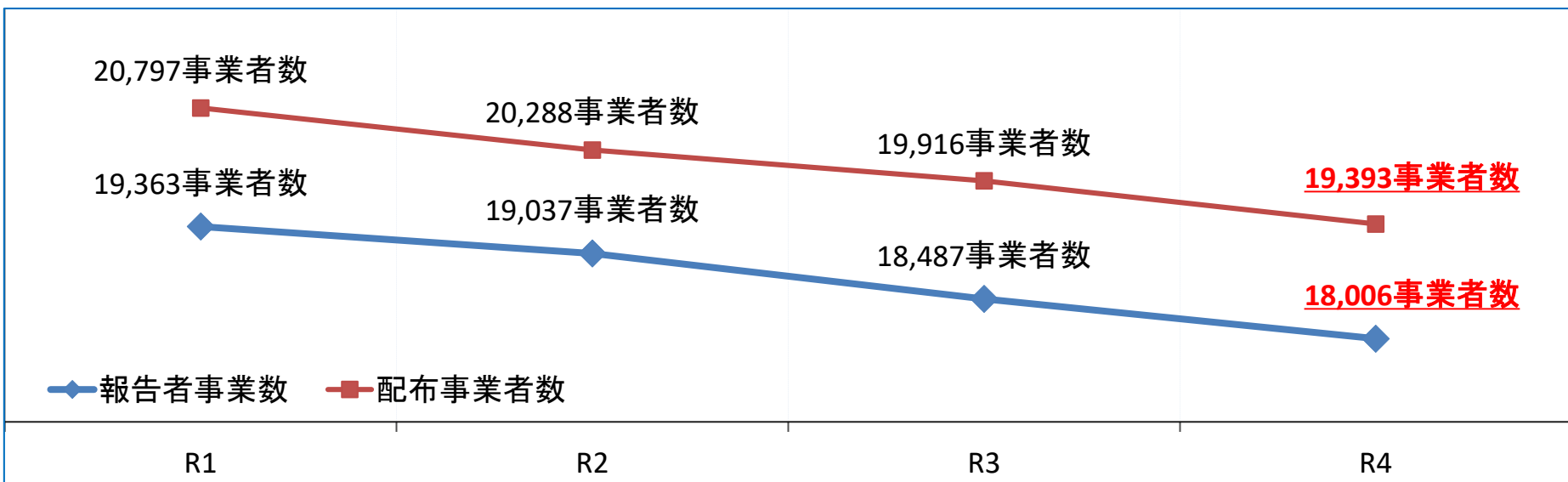


※ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)問わず  
容器流出防止措置済の施設数 **2,993,002施設**

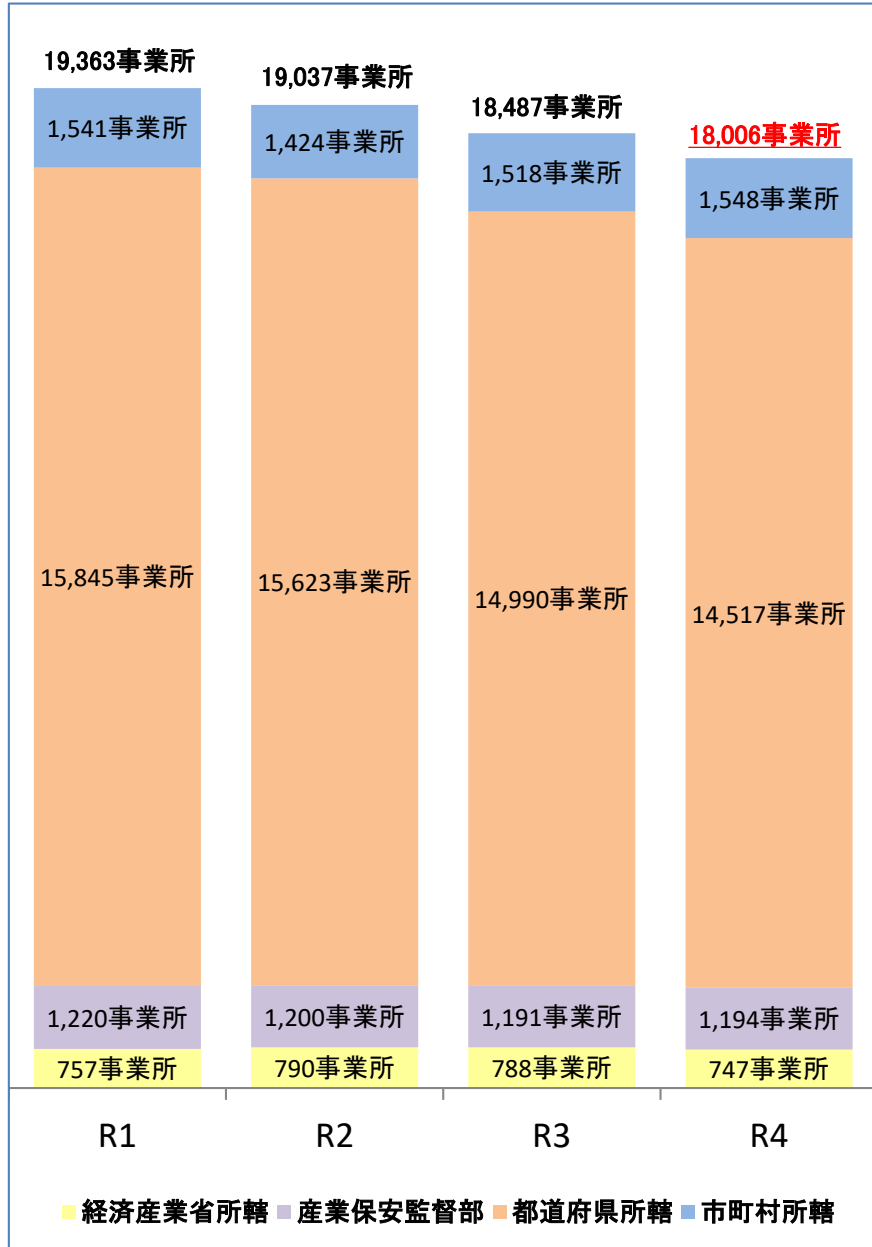
## 報告回収率



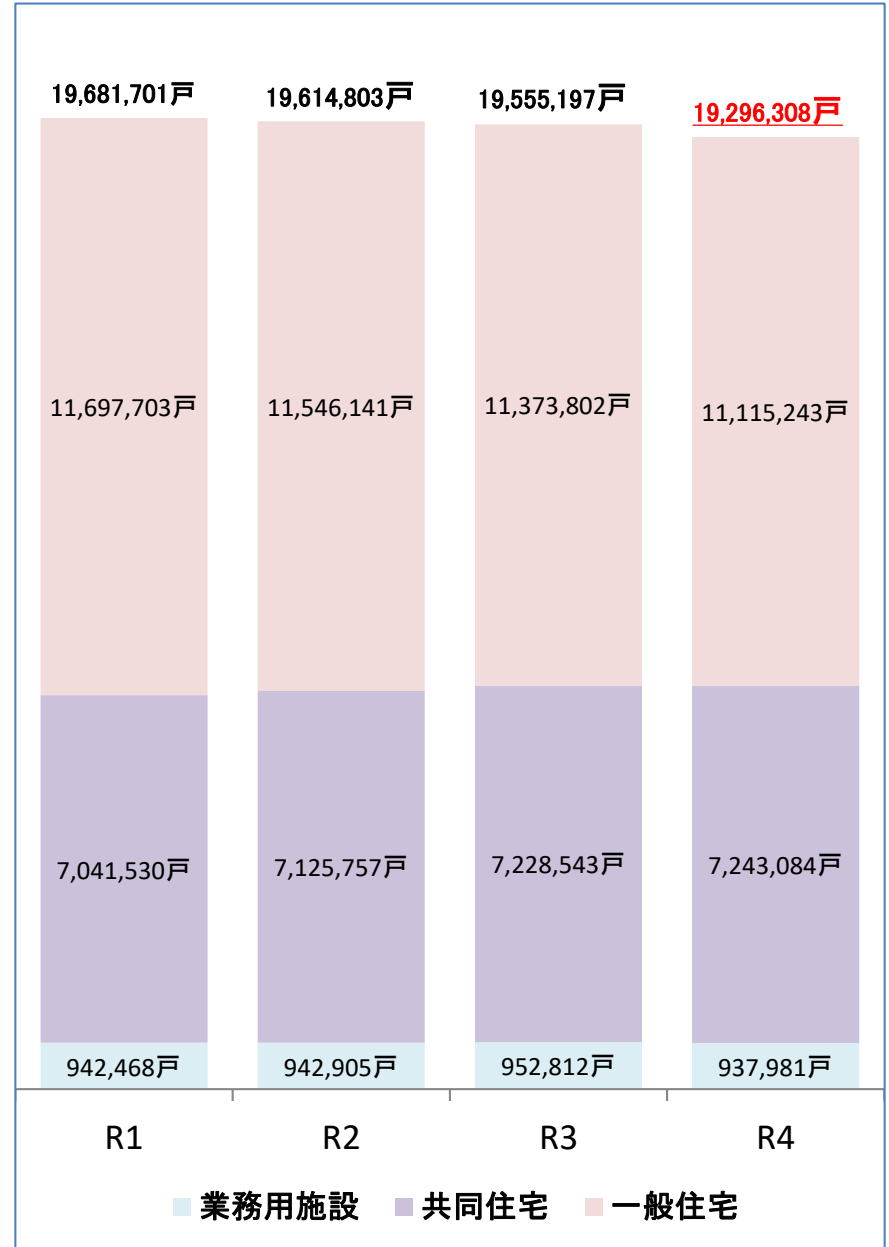
## 配布・報告回収事業者数



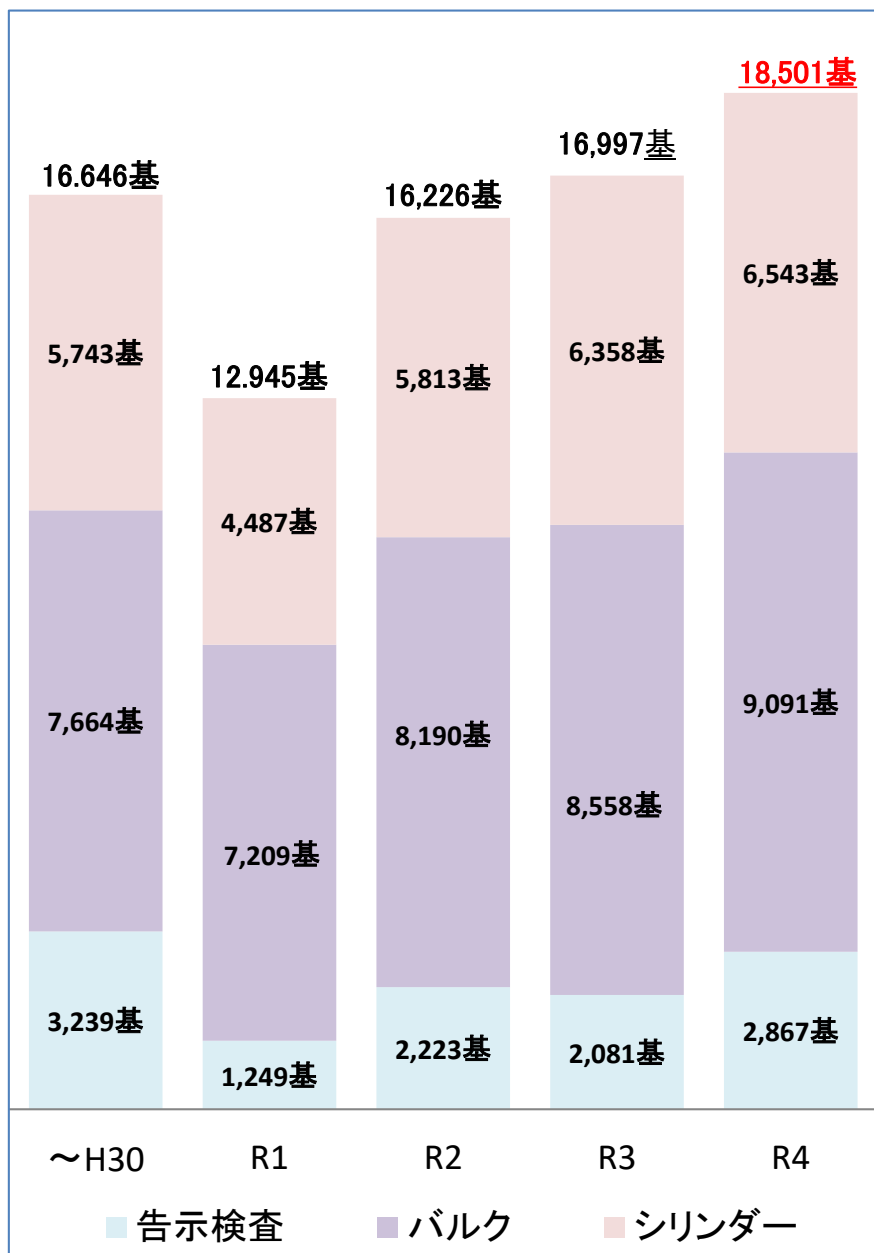
# 報告書回収事業所の監督所管別



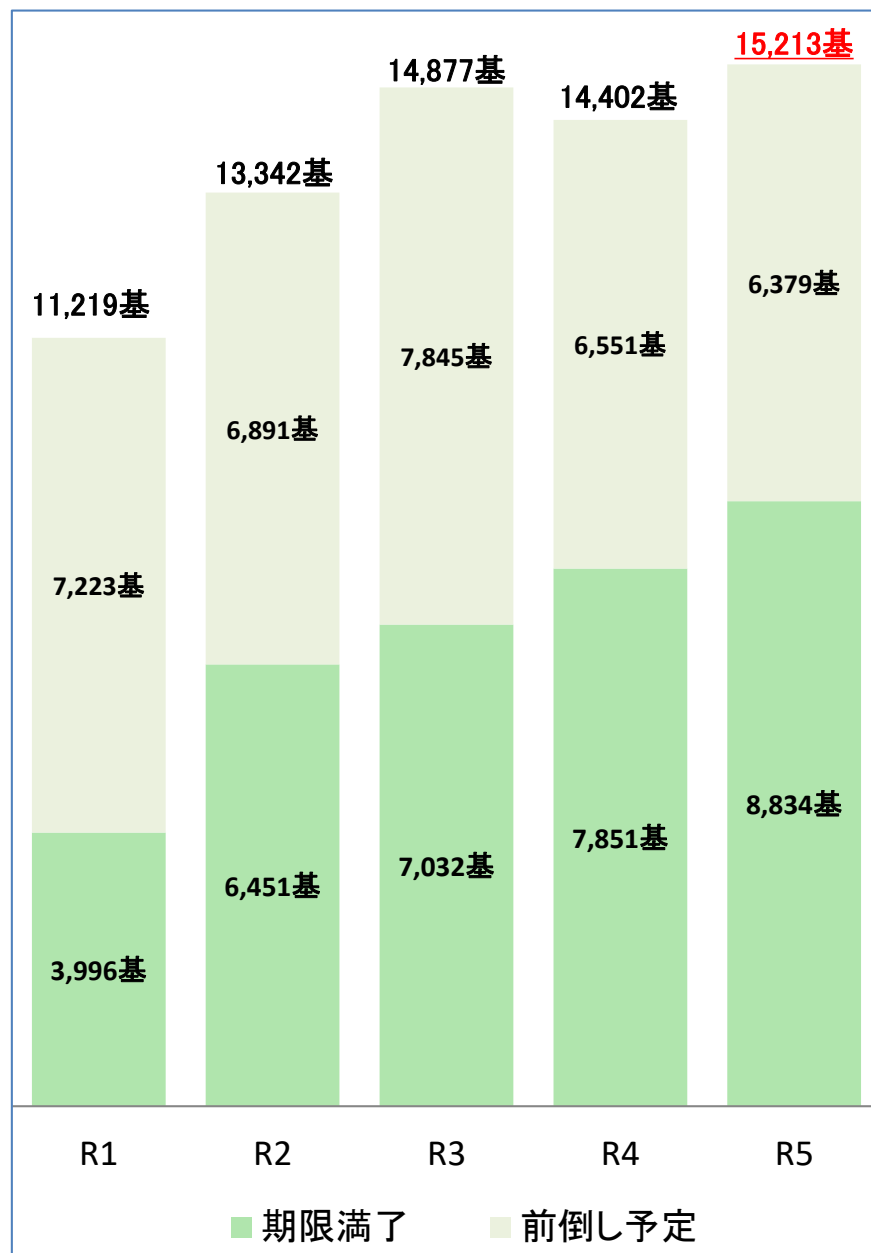
# 消費者戸数



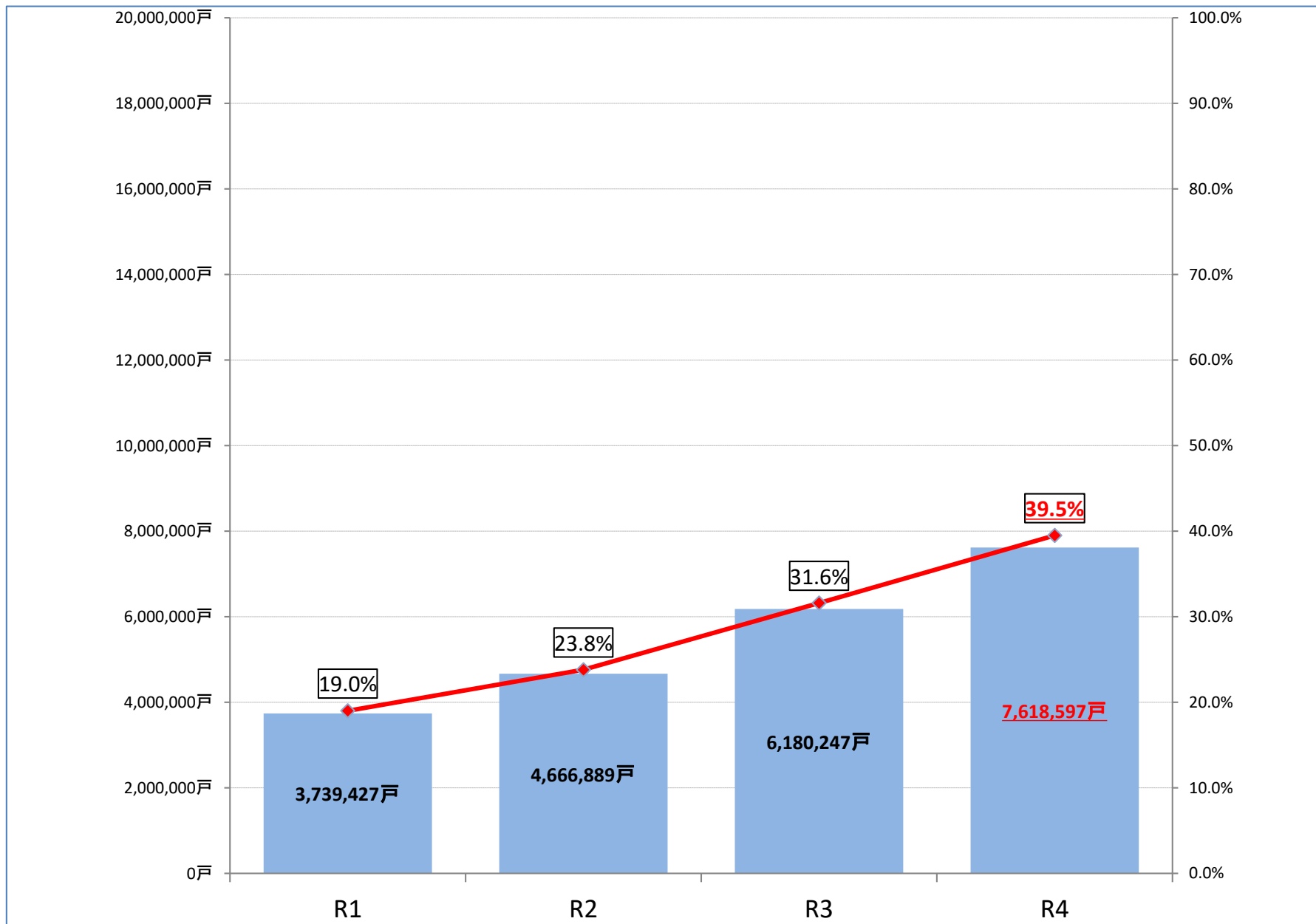
## バルク貯槽20年検査実施数



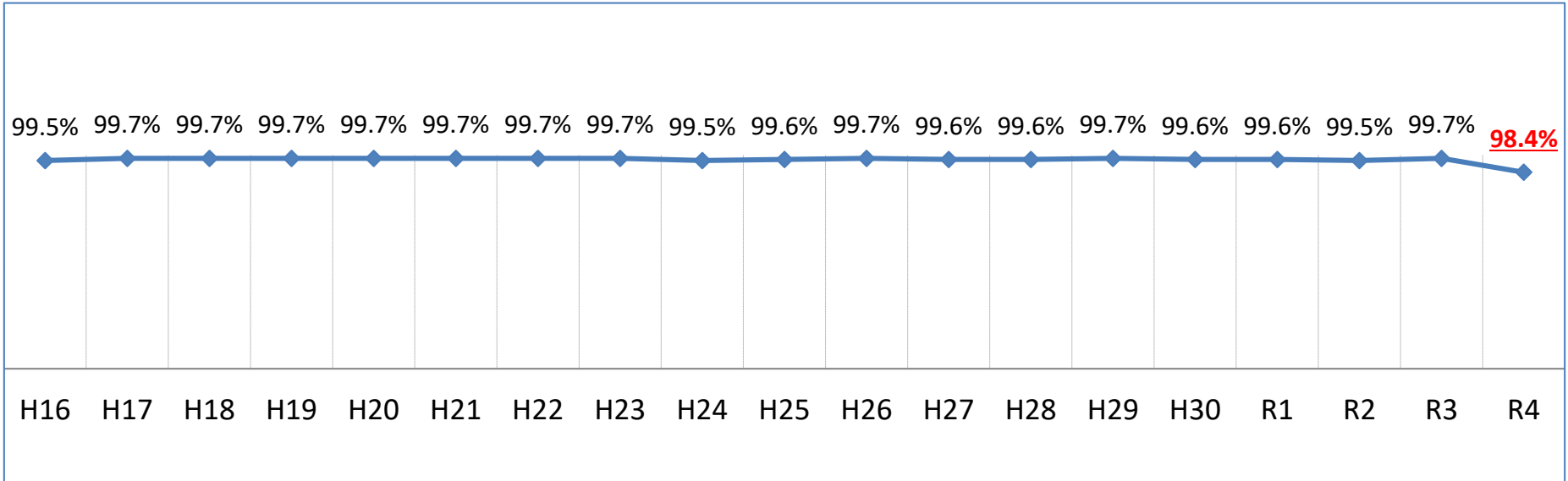
## バルク貯槽20年検査予定数



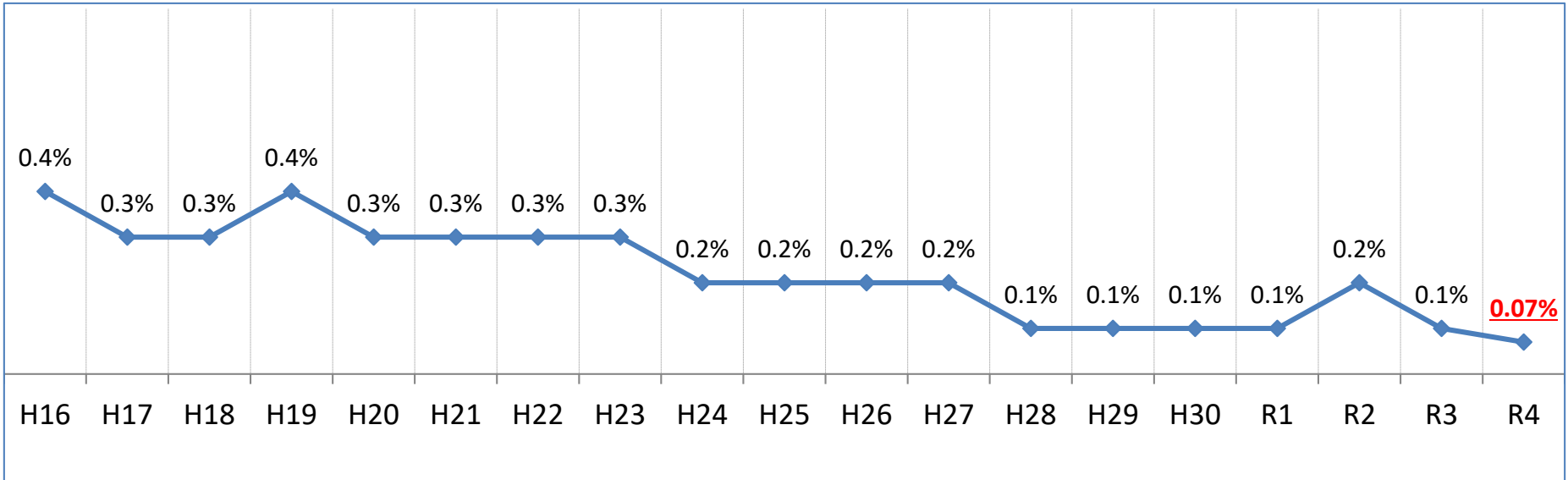
# 集中監視システム設置率等



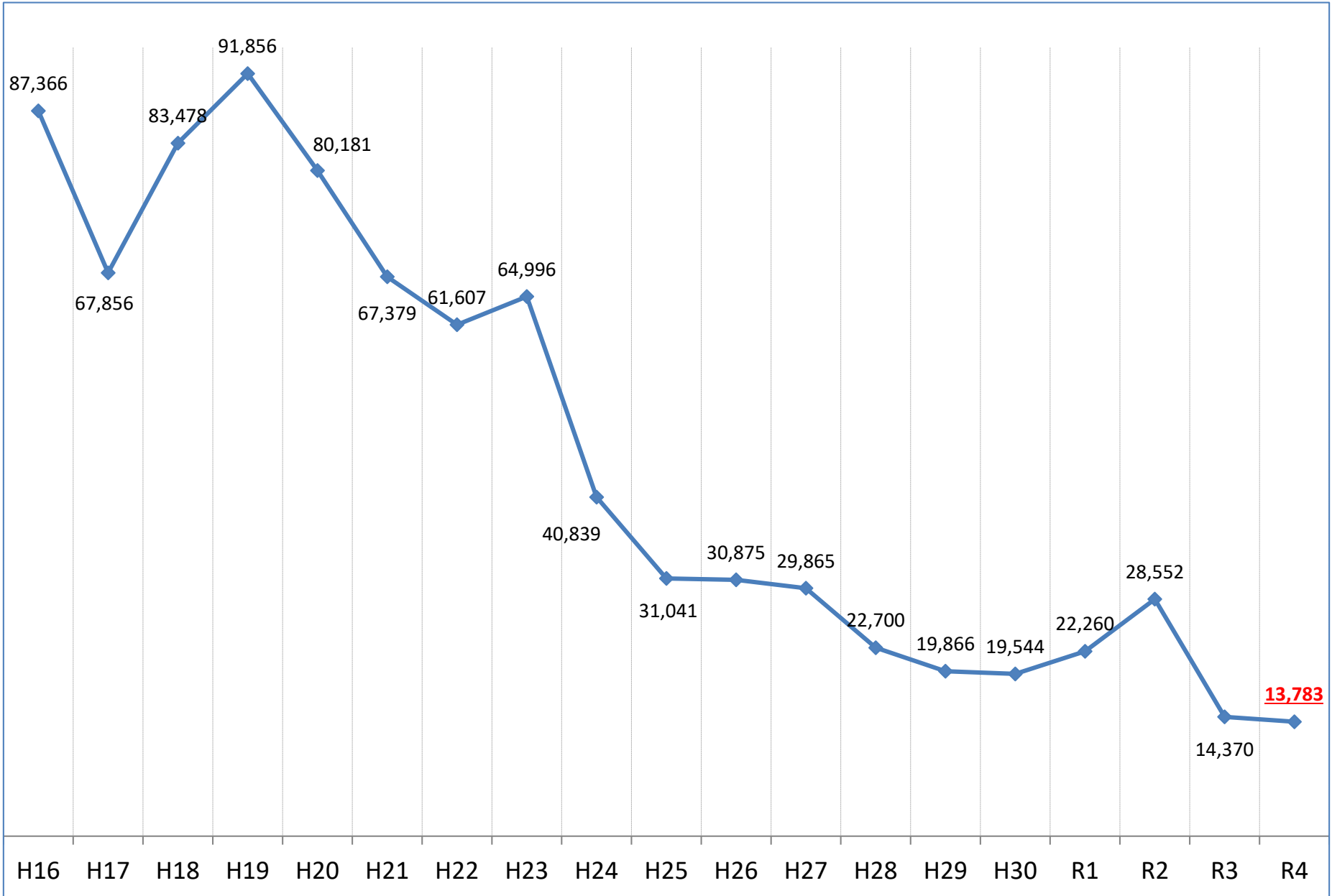
## マイコンメータ等設置率



## マイコンメータ等期限切れ率

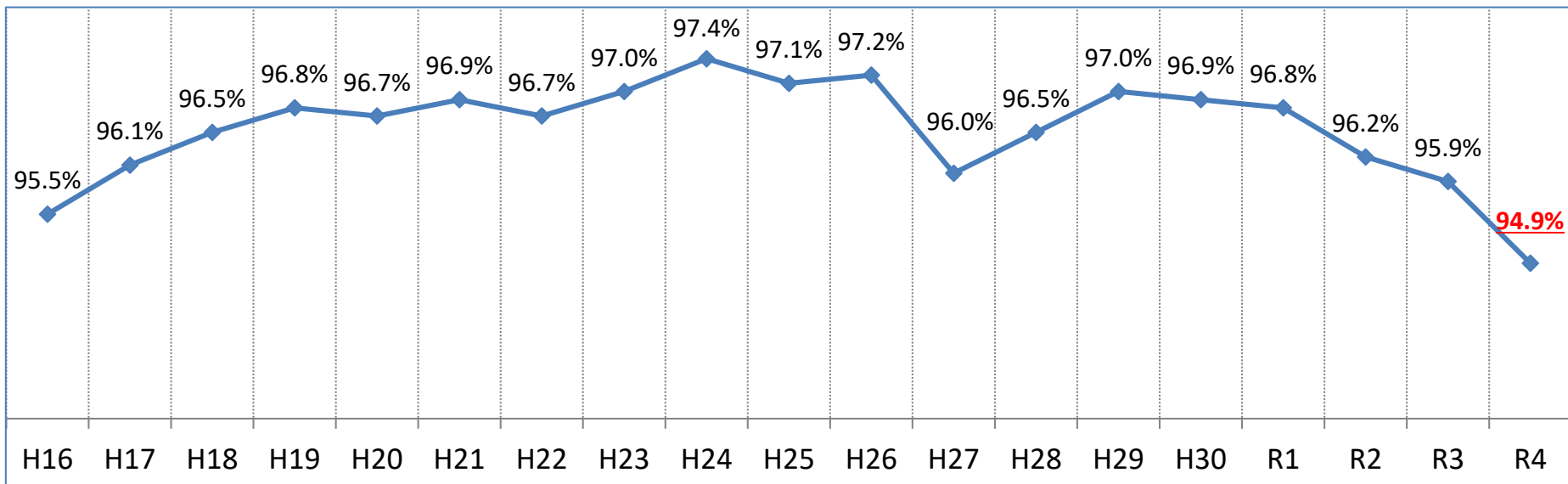


# マイコンメータ等期限切れ数

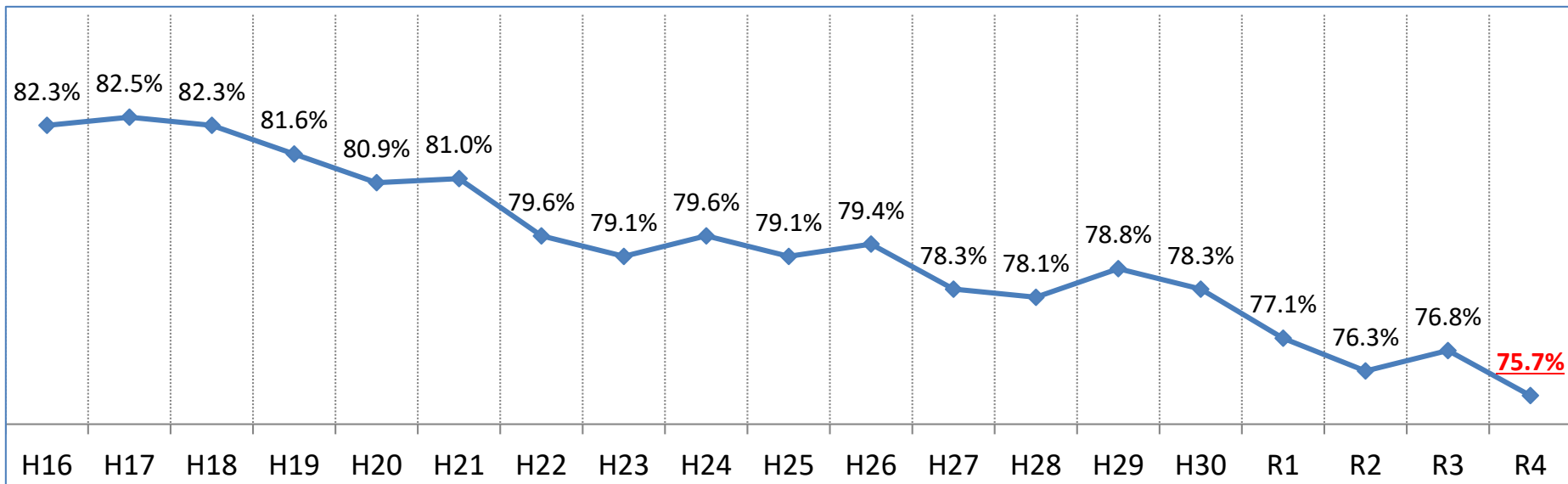




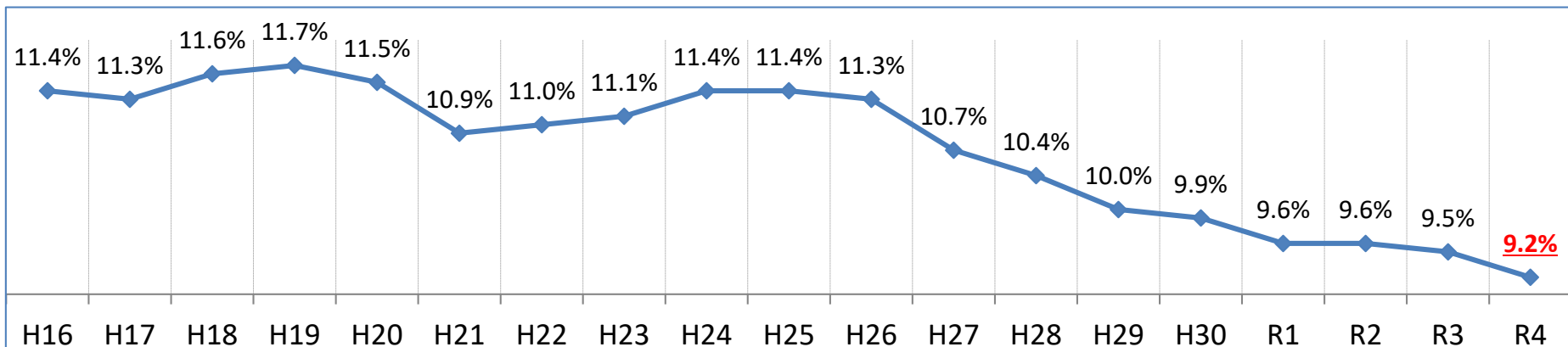
## ヒューズガス栓等設置率



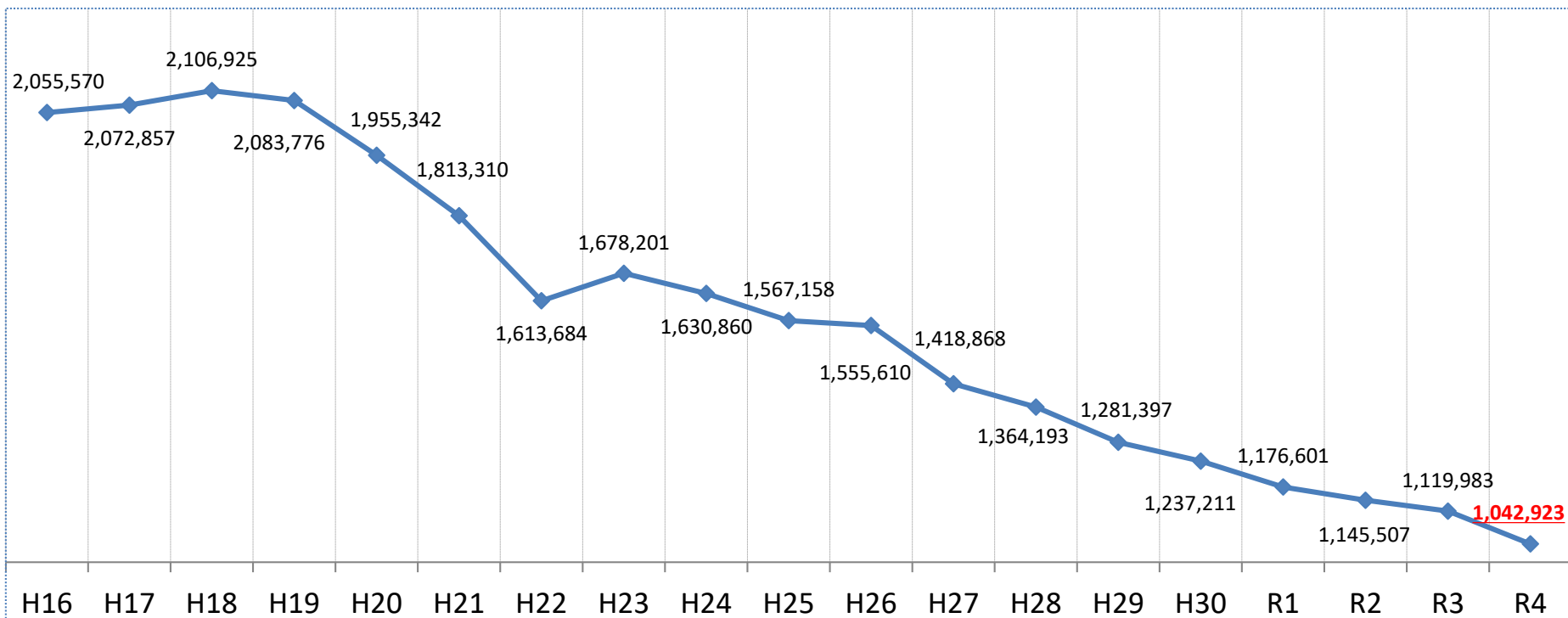
## ガス警報器設置率



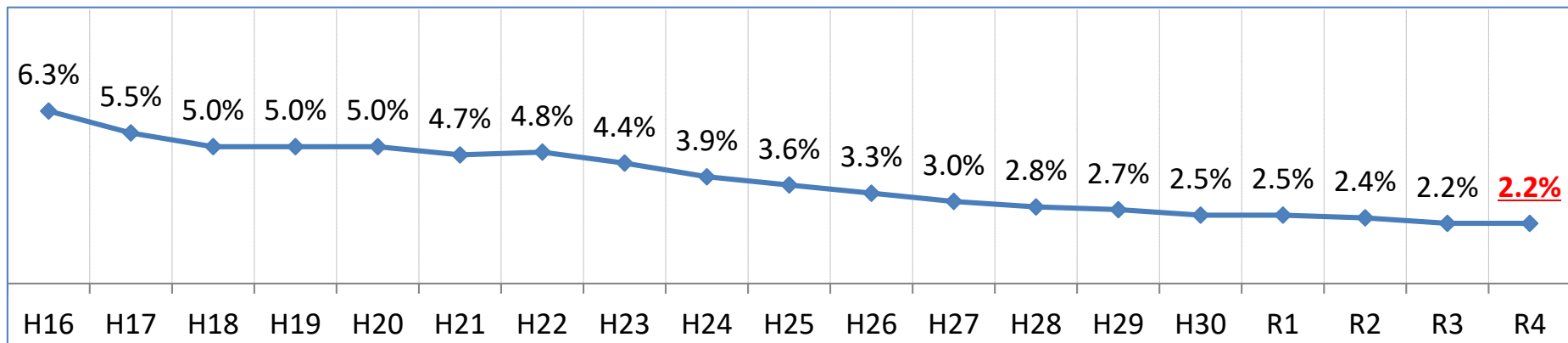
## ガス警報器製造から5年経過率



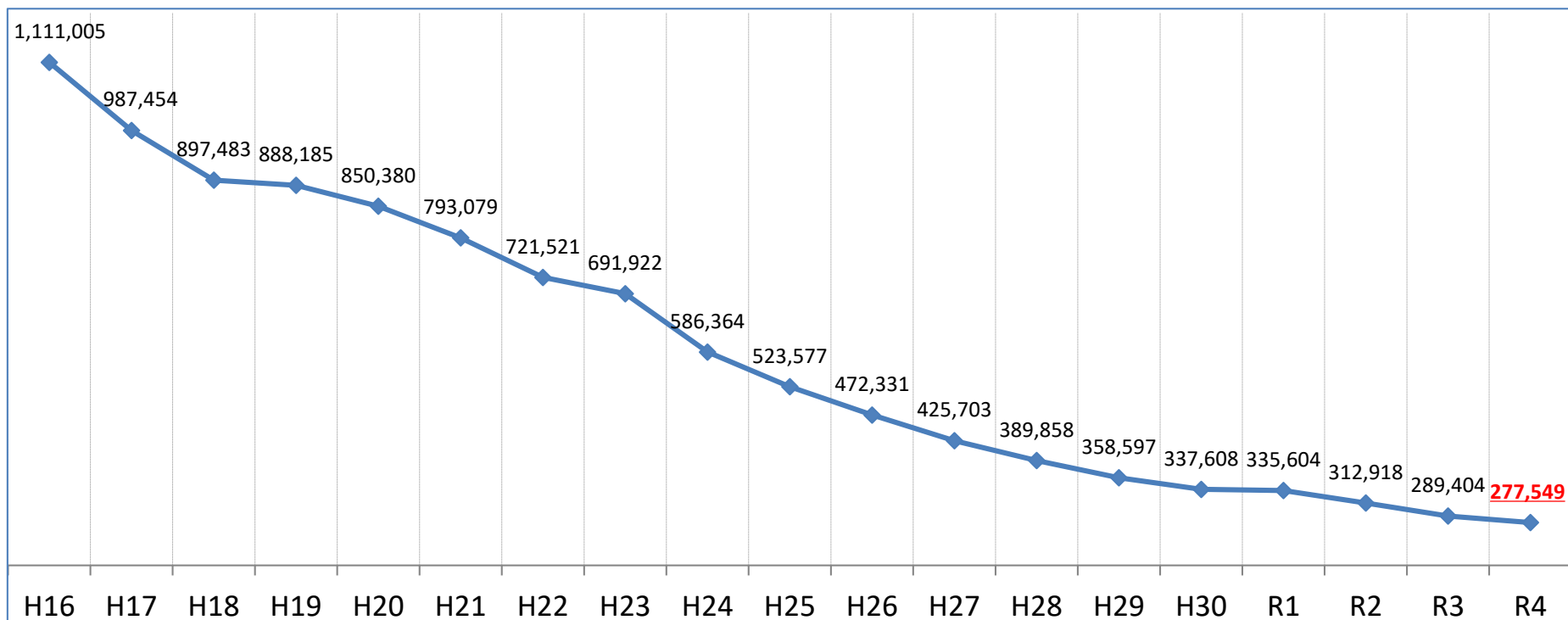
## ガス警報器製造から5年経過数



## 調整器製造から7年又は10年経過施設率



## 調整器製造から7年又は10年経過施設数



1. LPガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
- 4. 最近の法令改正等について**
5. 災害対応について

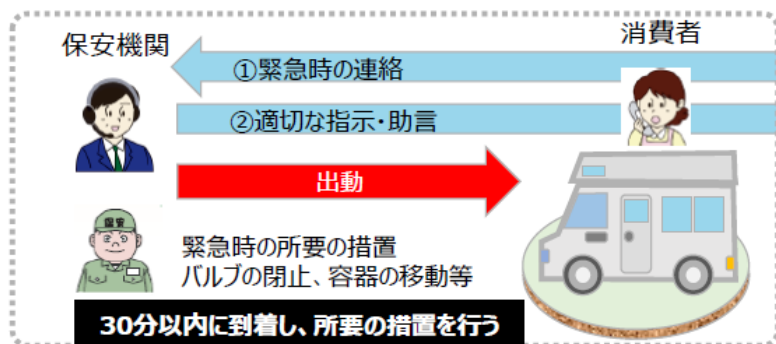
# (1) 液化石油ガス法令の改正等(主なもの)

項目名	主な改正内容	施行時期
バルク貯槽の特定設備検査合格証返納要領等改正について	<p>合格証紛失時の対応として、合格証の再交付を受け返納する手続き方法に加え、新たに「紛失通知書」を作成し、添付することで手続きができるようになった。</p> <p>なお、供用中において合格証の紛失が判明した場合は、合格証の再交付を受け、改めて返納手続きを行う必要がある。</p> <p>また、ガス販売事業者が直接KHKへ返納する場合は「合格証返納届書」「バルク貯槽譲渡確認書」をPDFデータによりバルク貯槽製造事業者に送付することが追加された。</p>	2023. 3. 14
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等の改正について	<p>「販売事業者の登録番号および保安機関の認定番号(以下、番号)」について、新たに指定都市の番号が示された。</p> <p>なお、施行より前に受けた番号については指定都市の判断により使用することができる。</p> <p>また、立入検査、特定消費設備に係る事故届等及び山小屋等に係る特則承認に関する審査について、規定の中に指定都市が追加され、指定都市に移譲された。</p>	2023. 4. 1
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部改正について	液化石油ガス法第7条に規定されている「標識の掲示」について、ホームページ上においても掲示を行うことが追加された。	2024.6.16までの期間

# (1) 液化石油ガス法令の改正等(主なもの)

キャンピングカー等の30分ルール見直し(液化石油ガス法 保安業務告示・通達改正)

令和4年7月  
ガス安全室



今回改正の追加事項  
(一定の条件を満たした場合は  
30分ルールから除く)

緊急時に所要の措置を自ら行う

緊急時対応に関する講習の課程を修了し、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けた消費者



液化石油ガス法において、保安業務を行う保安機関に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること」が求められている(以下「30分ルール」という。)

緊急時対応について以下に限り、30分ルールから除く。(注1)  
質量販売(注2)により販売した液化石油ガスをキャンピングカー等の屋外において移動して使用される消費設備により消費する一般消費者等であって、緊急時対応に関する講習の課程を修了し、かつ、緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたものの消費設備。

(注1) 緊急時対応以外の保安業務については従来通りである。例えば、緊急時連絡に関し、保安業務を行う保安機関が、一般消費者等に対し適切な指示・助言をすることは変わらない。  
(注2) 質量販売においては、LPガス容器～調整器～燃焼器まで消費設備であり、消費者が管理を行う。

## 質量販売緊急時対応講習(4時間以上)

科目	範囲
液化石油ガスの基礎	一 液化石油ガスに関する物理・化学の基礎知識 二 液化石油ガスの性質等
各種設備の機能、取扱い	一 液化石油ガス容器等 二 調整器 三 燃焼器 四 安全機器
緊急時の対処の方法	一 非常時の措置(ガスが漏えいした場合、漏えいしたガスに着火した場合) 二 損害賠償責任保険
関係法令	一 高圧ガス保安法 第1章(総則)、第2章(事業)、第3章(保安)、第4章(容器等)及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等 二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第1章(総則)、第2章(液化石油ガス販売事業)、第3章(保安業務)、第4章の2(液化石油ガス設備工事)及びこれらに関する政令、省令、告示、通達等

液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証

氏名 ○○ ○○  
生年月日 ○年○月○日  
修了年月日 ○年○月○日  
修了証番号 ○○○○

上記の者は液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習を修了した者であることを証明する。

○年○月○日

講習実施機関名

写真

○年○月○日まで有効

講習実施機関の印

- 質量販売を扱う販売事業者から液化石油ガスを購入する際に、受講修了証を提示する。
- 緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、販売事業者の確認を受ける。

## 販売契約

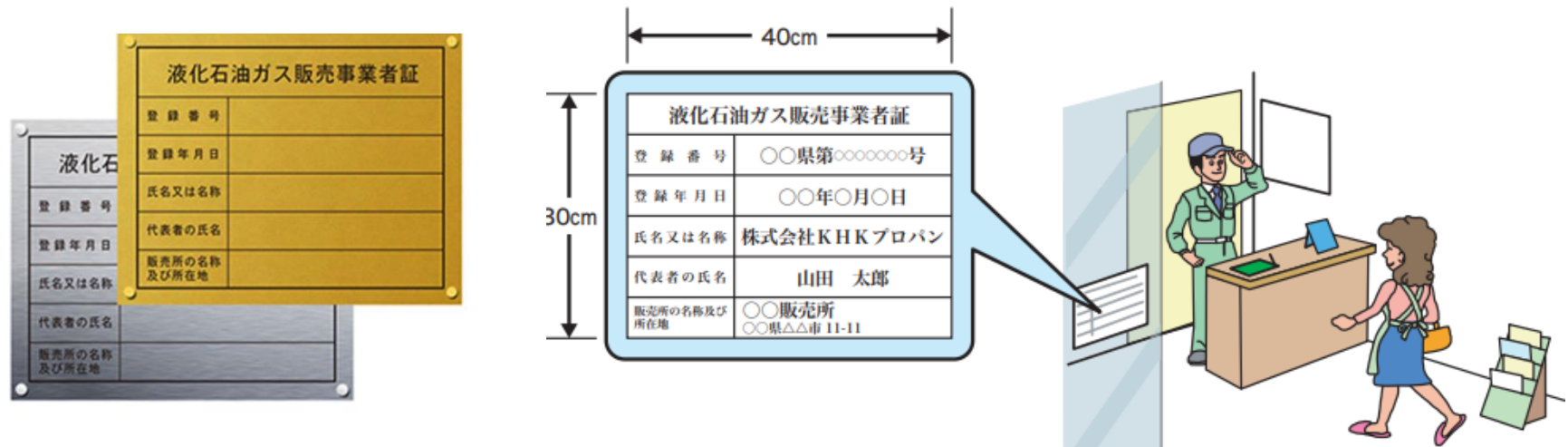
- 書面交付(注3)
  - 帳簿への記載・保存(注4)
  - 周知(注5)、消費設備調査、緊急時連絡等
- (注3) 緊急時連絡先等の情報も含まれる。  
(注4) 緊急時における措置を自ら行うことについての確認書類や受講修了証の控えを含む。  
(注5) 災害防止に必要な事項等を一般消費者等に周知する。



# (1) 液化石油ガス法令の改正等(主なもの)

液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が、第211回通常国会に提出され、令和5年6月14日に成立し、同月16日に公布された。

その中で液化石油ガス法の改正については、第7条に規定されている「標識の掲示」が対象とされ、ホームページ上でも掲示を行うものとなっており、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の施行を予定。



## デジタル原則に照らした液化石油ガス法関係の対応事項について

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(※)を踏まえ、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、①デジタル社会形成基本法、②デジタル手続法、③アナログ規制を定める個別法の改正が検討されている。

(※) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(2022年6月 デジタル臨時行政調査会決定)

- 上記③の個別法の改正として、液化石油ガス法第7条に規定されている「**標識の掲示**」が対象のひとつとされ、**ホームページ上でも掲示を行うための法改正**を検討。
- **2023年3月7日、液化石油ガス法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。**
- **施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日を予定。**
- **除外規定を経済産業省令において措置する予定。**
- その他、常駐・専任、目視、往訪閲覧規制等についてもデジタル化を検討している。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号） ※傍線部分は改正部分

改正案	現行
<p><u>(標識の掲示等)</u>                      第七条 液化石油ガス販売事業者は、<u>経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>                      2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、<u>又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</u></p>	<p><u>(標識の掲示)</u>                      第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、<u>公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</u>                       2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。</p>



## (2)労働安全衛生法

項目名	主な改正内容	施行時期
貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則等の改正について	<p>1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大 貨物自動車に荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置や保護帽の着用が義務付けられる貨物自動車の範囲が、最大積載量2トン以上の貨物自動車となる。(改正前は最大積載量5トン以上)</p> <p>ただし、最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車で保護帽の着用が義務づけられるのは、あおりのない荷台を有する貨物自動車、平ボディ車、ウイング車など、荷台の側面が開放できるものや、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車で、テールゲートリフターを使用するときに限られる。</p> <p>2. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化 貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となる。令和6年2月1日以降は、カリキュラムによる特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなる。</p>	2023. 10. 1 2024. 2. 1

テールゲートリフターを使用して荷を積卸す作業の特別教育について、省略は可能ですか？特別教育を行わなかった場合、罰則はありますか？

- ◆ 特別教育は労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに、事業主が行わなければならない教育です。
- ◆ 特別教育の受講者、科目等の**記録を作成し、3年間保存する必要**があります。
- ◆ 令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければテールゲートリフターによる荷役作業を行えなくなりますので、**現在テールゲートリフターによる作業を行っている人も含め、令和6年1月31日までに忘れずに特別教育を受講してください。**
- ◆ **特別教育カリキュラム**

科 目	範 囲	時 間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	<b>1.5時間以上</b>
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	<b>2時間以上</b>
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	<b>0.5時間以上</b>
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	<b>2時間以上</b>

- ◆ 特別教育の科目の全部または一部について十分な知識と技能を有していると認められる労働者は、当該科目の特別教育を省略することができます。
- ◆ 特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせた事業主は、労働安全衛生法第59条第3項に違反することとなり、「**6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金**」に、また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、労働安全衛生法第103条第1項に違反し、「**50万円以下の罰金**」となります。

### ・保護帽の着用が必要な時、必要でない時はどんな場合ですか？

次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。

- 最大積載量5トン以上
- 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
- 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）

### ・テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育とは何ですか？

労働安全衛生法第59条第3項に基づき、「厚生労働省令で定める危険又は有害な業務」に労働者をつかせるときに行わなければならない教育です。

- 特別教育は、厚生労働省告示で規定する科目及び時間数の内容で、社内で行うことが原則です。
- 特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- 特別教育の講師の資格要件はありませんが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。
- 社内では特別教育を行う代わりに、外部研修機関等が行う特別教育を受講させることでも差し支えありません。
- 特別教育の受講が必要となる業務は、テールゲートリフターの稼働スイッチを操作することだけではありません。
- テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストップパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。
- テールゲートリフターによる荷役作業を安全に行うため、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、または卸す作業を行う人にも、できるだけ特別教育を受けさせましょう

### (3)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

項目名	主な内容	施行時期
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法について	<p>ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)とは耐水性があり、また化学的・熱的に安定であるといった特性を有することから、かつては主として電気絶縁油や熱媒体として使用されていたが、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告され、現在は製造・輸入ともに禁止されている。</p> <p>調査対象とする施設等(以下※「調査対象施設等」という。)は、以下に該当する鋼製構造物(昭和41年(1966年)から昭和49年(1974年)の期間に建設又は塗装の塗り替えが行われたもの)であって屋外に設置されているものに限るものとする(屋内や地下に設置されたものは除く)。 ※「調査対象施設等」にガス貯蔵タンクが挙げられている。</p> <p>低濃度PCB廃棄物の処分期間は、令和9年(2027年)3月31日までとされている。低濃度PCB廃棄物の処分は、JESCOではなく、民間の処理事業者(環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と、都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者)が行うこととされている。低濃度PCB含有廃棄物等が見つかったら、民間の処理事業者に委託して処分する。</p> <p>なお、無害化処理事業者の連絡先等は、次の環境省ホームページに掲載されている。</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html">https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html</a> PCB特措法についてのお問い合わせ窓口 <a href="http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/pamphlet_2303.pdf">http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/pamphlet_2303.pdf</a></p>	—

### (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

調査対象施設の種類	LPG タンク
調査対象施設の外観	
調査対象施設の所在自治体	中部地方
PCB 含有塗料の塗装年月	昭和 41 年 (タンク設置)
PCB 含有塗料の種類	錆止めペイント
サンプリング作業の様子	サンプリング箇所 
PCB 含有塗膜の PCB 濃度	11mg/kg
塗膜除去工事の様子	除去工事未実施
剥離後の保管状況	—

## (4) 道路交通法

項目名	主な内容	施行時期
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について	<p>一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任が義務付けられている。</p> <p>その安全運転管理者が行わなければならない業務として、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うようになった。</p> <p>なお、運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無の確認、酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存することは2022年施行済。</p> <p><b>【参考】</b> 安全運転管理者の選任が必要な場合 ○ 乗車定員が11人以上の自動車1台以上 ○ その他自動車5台以上 ※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算 ※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要</p>	2022. 10. 1 2023. 12. 1

# (5) 高圧ガス容器積載車両事故を踏まえた例示基準の見直し(案)

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後(案)欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後(案)欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後(案)欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後(案)	改正前
<p>充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。</p> <p>2.1 [略]</p> <p>2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。</p> <p>2.1 [略]</p> <p>2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) [略]</p>
<p>(2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、<u>車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木杵、止め木、歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするように整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。</u></p>	<p>(2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、<u>車両の荷台の前方に寄せ、ロープ、ワイアロープ、荷締め器、ネット等(以下「ロープ等」という。)を使用して確実に緊縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面(後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。)との間に約30cm以上の水平距離を保持するように積載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれか一の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>イ. ロープ、ワイアロープ、ベルトラッシングの荷締め機、ネット等(以下「ロープ等」という。)を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面(後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。)との水平距離が約30cm以上であること。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ(SS400を使用したものであること。以下同じ。)を設けること。</u></p>	<p>イ. 充填容器等をロープ等により緊縛した場合であって、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ(SS400を使用したものであること。以下同じ。)を設けた場合</p>
<p><u>ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材(自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等)を挿入すること。</u></p>	<p>[新設]</p>

# (5) 高圧ガス容器積載車両事故を踏まえた例示基準の見直し(案)

改正後 (案)	改正前
<p>三. 車両の側板の高さ（側板の上部に補助枠又は補助板に設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の <math>\frac{2}{3}</math> 以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後パンパの後面との水平距離が約 30cm 以上であること。</p> <div data-bbox="338 421 763 621" data-label="Diagram"> </div> <p><u>充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）</u></p> <p>※（一般則例示基準の場合はこちらの図を挿入）</p> <div data-bbox="338 763 763 1192" data-label="Diagram"> </div> <p><u>充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）</u></p>	<p>ロ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの <math>\frac{2}{3}</math> 以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であって、側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合を含み、充填容器等を2段以上積み重ねた場合にあつては、その最上段のものの高さの <math>\frac{2}{3}</math> 以上の高さとなる場合とする。以下同じ。）であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後パンパの後面との水平距離が約 30cm 以上である場合</p>



1. LPガス事故発生状況について
2. 「液化石油ガス安全高度化計画2030」について
3. 「LPガス安心サポート推進運動」について
4. 最近の法令改正等について
- 5. 災害対応について**

# (1) 震度5強以上の地震又は自然災害時のご一報のお願い

①震度5強以上の地震が発生した場合、または全L協が要請した場合



被害の有無に係わらず都道府県協会から全L協へのご一報をお願いしています。

- ・被害のない場合・・・「現在のところ被害の報告なし」と報告
- ・被害がある場合・・・事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況、お客様の被害状況及びガス漏れの復旧状況等を報告

## (2) 中核充填所及び一般充填所へのお願い

### 中核充填所

①「震度5強」以上の地震が発生時した場合は、様式に基づきメール等にて経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

ただし、「震度5弱」以下において被害があった場合は、様式1に基づきメール等にて経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

また、報告した後、被害状況が変化した場合は、随時通報する。

②風水害・雪害・津波等が発生した場合は、通報判断の条件を数値的に取り決める事が出来ないことから、被害があった場合は、様式1に基づきメール等にて速報として経産省石油流通課及び都道府県協会へ被害状況を通報する。

### 一般充填所

③地震及び風水害・雪害・津波等が発生した場合は、被害があった場合は、様式2に基づきメール等にて速報として都道府県協会へ被害状況を通報する。

# 様式1 中核充填所 被災状況報告書

送付先	経済産業省 中核 石油ガス供給連携計画 e-mail: ANRE-LPG@meti.go.jp FAX: 03-3501-1837	(一社)〇〇県LPガス協会 e-mail: FAX: ***-**-****
<b>LPガス充填所 被災状況報告書</b>		
(第 報)		令和 年 月 日 時 分 現在
事業所名		
報告者名		
T E L	- -	
発生日時	年 月 日 時 分	
規模(震度)		
被災内容	<input type="checkbox"/> 被害なし	
	<input type="checkbox"/> 調査中	
	<input type="checkbox"/> 出荷不能 (停電も含む)	
	<input type="checkbox"/> 復旧済み	
詳細	※出荷不能(停電も含む)にチェックをした場合は状況をご記入下さい。	
※ 状況が変わり次第、ご報告をお願いいたします。		

# 様式2 一般充填所 被災状況報告書

送付先	(一社)〇〇県LPガス協会 e-mail: FAX: ***-**-****	
<b>LPガス充填所 被災状況報告書</b>		
(第 報)		令和 年 月 日 時 分 現在
事業所名		
報告者名		
T E L	- -	
発生日時	年 月 日 時 分	
規模(震度)		
被災内容	<input type="checkbox"/> 調査中	
	<input type="checkbox"/> 出荷不能 (停電も含む)	
	<input type="checkbox"/> 復旧済み	
詳細	※出荷不能(停電も含む)にチェックをした場合は状況をご記入下さい。	
※ 状況が変わり次第、ご報告をお願いいたします。		

※災害時の被災状況報告については、身の安全の確保を第一にしたうえで、ご報告をお願いいたします。

# ○ 全国LPガス協会ホームページ

全L協会では、会員サイトを設け、法令・制度改正などの最新の情報や、協会の自主活動についての状況等を、ホームページに日々更新して、詳細な情報を提供しております。LPガス販売事業者様にとって、重要でありお役に立つ情報が満載ですので、毎週1回など、定期的に更新状況をご確認ください。

【ホームページアドレス】 <https://www.japanlpg.jp/>

会員サイト  
ユーザー名 : japanlpg  
パスワード : jlsa2009

**JLSA** 一般社団法人 全国LPガス協会

LP GAS STYLE VOL.1

セカンドライフで  
手に入れた、  
ローコストで  
快適な暮らし >

お見舞い

このたびの大雨により被災されました皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。  
皆さまの安全と一日も早い復旧に心から祈念申し上げます。

LPガスを取扱う際のお願ひ

販売物 (出版物、取扱商品)

会員サイト